

平成 27 年 6 月 16 日

第 2 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成 27 年 6 月 16 日(火) 午前 9 時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1 番	志村 忠昭	2 番	塩野 拓二
3 番	金井 浩三	4 番	村井 保夫
5 番	隅岡 美子	6 番	村岡 清邦
7 番	小川 保	8 番	古川 幸義
9 番	村井 勉	10 番	尾崎 忠義
11 番	渡邊美喜子	12 番	庄野 克宏
13 番	門 瀧雄	14 番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第 121 条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 9 時 00 分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集を頂きましてありがとうございます。

ただ今、出席議員は 14 名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、2 番、塩野拓二君、13 番、門瀧雄君を指名致します。

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に 12 番、庄野克宏君。

議員（庄野 克宏）

皆さんおはようございます。庄野克宏です。

一般質問をさせていただきます。

はじめに、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、地域での住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために「まち・ひと・しごと創生法」が昨年 11 月 28 日制定され即日施行となりました。

同法は「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を基本目標として、各自治体においては KPI（重要業績評価指標）や PDCA を活用した総合戦略を策定する努力義務が課せられ、優良施策の実施に対しては国が交付金を支出するというものであります。

そこで、地方創生（まち・ひと・しごと創生法）を中心に 3 つの質問をさせていただきます。

1 つ目は、地方創生にかかる「地方版総合戦略の策定」について。

2 つ目は、「女性職員採用と管理職への登用」について。

3 つ目は、「暮らしやすい住環境の整備」についてであります。

1 点目の、地方創生にかかる本町の「地方版総合戦略の策定」についてでございますが、昨年 11 月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」は都道府県や市町村に対し、地方版の人口ビジョンと総合戦略を策定するよう促しており、政府はその期限を 2015 年度中に設定するよう要請しております。

各自治体から提出された「地方版総合戦略」は、交付金の採択に当たって、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策5原則に合致しているか。その策定状況を踏まえて決定される可能性が考えられ、安倍政権の地方創生は自治体が競争することを意味し、取り組みによっては自治体の格差がさらに拡大するものと思量いたします。

各自治体が求める人口減少対策は、幅広く使える「新型交付金の創設」「地方財政の充実」「社会保障制度の拡充」などであり、人口減少に備え、見直しや拡充を要望する国への制度は「新型交付金の創設が61.1%」「地方財政の充実が55.5%」であります。

そこで、本町の「地方版総合戦略」の策定についてですが、一つ目の質問として、本町の総合戦略は自前で検討し策定しているのか、丸投げではないかということ。

二つ目は、内容は、具体的にどのようなものか、何を重点に策定しようとしているのか。

若者定住支援策（子供子育て支援、教育支援、住宅支援、空き家の活用など）
地方創生（企業支援、雇用拡大、労働条件の向上、女性の活用、住環境の改善など）。

三つ目の質問として、現時点での進捗状況は、2015年度には提出できるのかという質問をさせていただきます。

大きい2つ目の質問でございますけども、「女性職員へのと管理職への登用」について。

少子高齢化が進み労働力不足が現実の今日、政府は「2020年に指導的地位に占める女性の割合を30%にする」との目標を掲げて女性の活躍推進に取り組んでおります。

女性管理職の多い自治体では、税の徴収や用地の取得など、かつては女性が少なかった職場にも男女差なく配置し、若いうちから様々な分野を経験することで管理職の道が開けると配置の工夫や人材育成に取り組んでおります。

女性の特性として、業務の優先順位を見直したり、新しい知識や技能を身につけ仕事の生産性を上げようとする意識は、男性より女性の方が高いと言われております。

しかし、ある意識調査によりますと、男性45.5%、女性83.7%の人が管理職になりたくないと答えており、その理由は能力に自信がないとする女性が多いようであります。

また、家庭との両立の難しさも上げており、政府の掲げる目標実現には仕事と生活の調和の実現が不可欠と考えます。

県下自治体の管理職に占める女性の割合は7.9%（2014年）に留まっており、三

木町 (26.7%)、東かがわ市 (23.3%) の 2 市町が 20%を超えており、女性管理職がゼロの自治体は 3 町 (直島、綾川、琴平) で、自治体によっては大きな開きが見られます。

本町にありましては、管理職のうち女性の割合は 6.3%で、県下平均値 7.9%ですから、これも若干低いということでございます。

今後の登用目標や 2020 年女性管理職 30%の達成は難しいとのことでございます。四国新聞の 10 月 7 日の資料によります。

そこで、今後、女性職員の能力開発や意識向上についてどう取り組むのか。二つ目として、管理職に女性の割合を 2020 年に 30%にするにはどうするのか。三つ目として、女性の持つ知識習得や改善意識など優れた点をうまく活かす方法は。

以上の 3 点のご質問をさせていただきます。

大きい三つ目の質問でございますけども、「暮らしやすい住環境の整備」についてということでございます。

子供たちを狙った凶悪事件が全国的に多発している中で、犯罪などの未然防止や発生時に迅速に対応ができるような取り組みが急務であります。

県内の凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯などの刑法犯の認知件数は年々減少傾向にありましたが、平成 26 年度は 11 年ぶりに増加しており、女性や子供に対する声かけ事案、駐車場でのいたずらなどが後を絶たない状況であります。

近年、地域の子供たちの安全は、地域で守っていこうとする機運が各地で高まっており、防犯カメラを設置したり、PTA の登下校時の立哨、青色防犯パトロールの実施、ボランティア活動が活発になっている事については心強い限りであります。

また、近隣の市町でも不審者対策の一環として、通学路や団地内の見通しの悪い場所に防犯カメラを設置し、弱者の安全確保に先取り安全として自治体独自に取り組むところも増えております。

日頃から地域の絆を深めることは、防災や減災にも大変役立つ事が多く、阪神大震災や東日本大震災がそうであったように、「公助」の手が差し伸べられるまで、頼りになったのは「共助」であったと思います。

「人目のある所に、不審者は近寄らない」という信念をもって、子供たちの登下校時には時間のある方は家から外に出て子供たちを見守っていただきたいとこのように思うもので、地域の目が犯罪防止につながるものと考えます。

そこで、幼稚園、小学校の通学路に防犯カメラの設置はどうか。

二つ目は、本町の子供を含む弱者の被害状況と防犯カメラの設置の実態はどうか。

三つ目に、弱者に対する安全対策、防犯対策にどう取り組んでいくのか。

三つについてご質問いたします。

大きい項目で3点、どうぞよろしくお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

庄野克宏議員の地方創生に係る本町の「地方版総合戦略の策定について」お答えをまいります。

多度津町の総合戦略の策定につきましては、歴史、伝統、文化をふまえた町おこしを基盤として策定しようと考えております。

本町発展の経緯は古より良港を持っていたことにより、こんびら参詣の海の玄関口として栄えたこと、その後たんぼうを築造したことにより、大型船が出入りできるようになり、北前船などの廻船業で財をなした方々が出現したこと。その方々によって本町の近代化が進んでまいりました。

さぬき鉄道の開業にはじまり、四国電力の前身である四国水力電気株式会社の開設、多度津銀行の創立等が挙げられます。

また、近代化に貢献した方々が住んでいた街並みなどが残っております。

この様な本町の独自性を生かし多度津の子どもたちはいずれ本町に帰って来てもらう人口減少対策も加え、将来あるべき多度津町はどのようなものかを模索し、総合戦略を策定していこうと考えております。

現在、JR 多度津駅周辺の活性化と古民家再生プロジェクトに取り組んでおりますが、これらの事業を中心に今年度中に策定していこうと考えております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げて、庄野議員のご質問につきましては、各担当課長より答弁して参りますのでよろしくお願いをいたします。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

庄野議員の「地方創生にかかる地方版総合戦略の策定について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

地方版総合戦略の策定に関しましては、その支援業務についてプロポーザル方式の入札によって業者を選定、住民アンケートなどで集めた情報を集約し、国や県、近隣市町との連携は勿論、多度津町独自の方針を盛り込むなど、町が主体となって取組む所存であります。

次に、重点施策でございますが、議員のおっしゃる通り、国の政策5原則であります、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視に基づく支援メニューについての施策となる予定ですが、総合戦略の根本にある問題は、地方の人口減少問題に対して多度津町として何ができるのか、でありますので、アンケートなどを通して出てきた多度津町独自の問題点に対して、集中的に取り組んでまいります。

具体的には、第1子の壁、第2子の壁、第3子以降の壁を分析し、その対策を講じることが重要であると考えております。

次に、進捗状況及びスケジュールでございますが、現在プロポーザルの仕様書をまとめ、公募の準備をしております。

7月、8月でプレゼンなどの審査後、業者を決定いたします。

その後のスケジュールに関しましては、業者からの提案の関係もありますが、本年は総合計画についても策定しておりますので、双方に整合性を持たせる作業も行いつつ、また、随時経過をご報告しながら、3月末日までには「地方版人口ビジョン」並びに「地方版総合戦略」を、皆様にお示しすることができるように計画しております。

以上で、庄野議員の「地方創生にかかる地方版総合戦略の策定について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

庄野議員のご質問の2点目の「女性職員採用と管理職への登用」についてお答えいたします。

質問の一つ目、今後、女性職員の能力開発や意識向上についてどう取り組むのか、でございますが、定期的な人事異動等により、様々な業務を担当することや県職員との合同研修である能力開発研修等により、女性職員の意識向上や新たな能力開発を図りたいと考えております。

次に、質問の二つ目、管理職に女性の割合を2020年までに30%にするには、でございますが、今年度の本町の女性管理職は、1名増えて割合が12.5%と増加しております。

過去において、極端に女性職員の採用が少なかった時期もあり、管理職になるための経験年数や業務実績等を考慮しても、2020年までに女性管理職を30%にすることは、困難な状況でございます。

今後も男女共同参画社会への対応も考慮しつつ、優秀な職員につきましては、当然ながら男女を問わず、幹部職員として登用してまいりたいと考えています。最後に質問の三つ目、女性の持つ知識習得や改善意識など優れた点をうまく活かす方法は、でございますが、あらゆる施策の中に女性の視点を反映した幅の広い行政が進められるように、先ほども申しましたが、これまで女性職員が担当していなかった様々な業務を担当することによって、女性の持つ知識を多くの施策に反映したいと考えています。

また、子育て中の職員も多く、職務と家庭との調和の面からも、女性の持つ改善意識などを活用し、働きやすい職場環境の醸成に努めたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

庄野議員ご質問の3点目、「暮らしやすい住環境の整備」についてお答えいたします。

安全大国と言われております我が国でも、新聞等では、痛ましい事件が毎日のように報道されており、いまや安全と呼ぶのに無理があるのではないかと、誰もが感じているところだと思っております。

こういった中で、本町においても、住民の安全安心の確保、またその実現を目的に、地域を越えた協力援助体制で臨んでいくべきではないかと、昨年度までは、それぞれ独自に防犯協会として活動しておりましたが、今年度より、丸亀市と善通寺市と連携した「丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会」が発足しました。新たな防犯対策が図られるものと期待をしているところであり、情報交換等を行いながら地域の治安を守ろうと努めております。

そこで、先ず1点目の「幼稚園、小学校の通学路に防犯カメラの設置はどうか」についてであります。残念ながら、通学路に防犯カメラの設置はございませんが、「緊急時警報装置」が町内14箇所の危険と思われる場所に設置されております。

この警報装置はボタンを押すと光と音で周囲に緊急事態を報知し、同時に防犯カメラが作動され、その画像は1週間以上記録できるというものです。

自治会で管理し、緊急時には付近の人が駆けつけて対応する、という協定を「警察・町・自治会」の3者で結んでおり、地域の安全に備えている状況であります。

次に2点目の「本町の子供を含む弱者の被害状況と防犯カメラの設置の実態」についてお答えいたします。

昨年の当町における刑法犯認知件数は187件で、前年度より41件の増加をみています。

この一因は駅周辺の自転車等被害発生が大きく影響しているようで、駅等での呼びかけキャンペーンを実施しているところでございます。

そこで、弱者の被害状況についてですが、盗撮・声掛け・不審者情報等が12件発生しており、その都度保護者や住民には情報提供を行うと共に、警察にも更なる警戒強化を依頼しております。

また、防犯カメラは設置されておませんが、その映像は犯罪時の証拠となるほか、犯罪の発生そのものを抑止する効果が非常に大きい反面、プライバシーの問題も考えられ、設置には十分な検討が必要ではないかと考えております。

最後に、3点目、「弱者に対する安全対策、防犯対策の取り組み」についてですが、子どもたちには、学校等を通じての交通教室や、不審者等対策訓練の開催、

通学路の点検や地域住民への声掛け依頼、小学校1年生に笛等防犯用品の配布をし、青少年へは非行防止の補導活動を行っております。

また高齢者等には、交通教室や防犯講座の開催、後を絶たない振り込め詐欺被害の防止キャンペーン活動にも努めているところでございます。

また、企業から要請があれば、外国人研修生に対する交通教室や防犯教室の開催等、様々な活動を行っているところであります。

その他、青色回転灯パトロール車の巡回に加え、交通事故抑止に向けたキャンペーン等も含め、警察や多くの地域の方々の協力を得ながら、町民皆様の意識の高揚に努めるよう取り組んでおります。

なお、防犯教材の貸し出しや、防犯教室等の開催の支援は防犯協会を受けておりますので、お気軽にご相談いただけたらと思います。

いずれにいたしましても、「暮らしやすい住環境の整備について」は、更に効果的なものにするため、町だけでなく、警察、学校、関係機関、地域、家庭が連携・協力して取り組んでいかなければならない重要な課題であると認識しております。

個人個人が自主防犯意識を高め、安全で安心して暮らせるよう、そして住みよい地域社会の実現を目指し、今後も防犯意識啓発を積極的に図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げ、庄野議員への答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、庄野議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、庄野議員、再質問があればお受けいたします。

議員（庄野 克宏）

ご丁寧なご回答ありがとうございました。

特に1点目の地方版総合戦略の策定でございますけれども、プロポーザルによる策定ということでございますが、業者にまかせっきりにならない多度津町の独自の立案を特にお願いしたい。

住民の意見も十分に聞いてですね、また各関係省庁との連携も取りながら実のあるものに作り上げていただきたいと思います。

それともう一つは、具体的な重点項目を聞いたかったんですが、今策定中ということで、これも後日、できるだけ早めにご報告いただきたい。

それともう1点、スケジュール的にも2015年度の3月末には作り上げるということですので、ぜひ期限を決めて進んでもらったらと思っております。

それからですね、地方創生の総合戦略の中で1点だけご質問でお願いしたらと思うんですが。

今、香川県は多くの自治体が人口減になっておるんですけども、昨年度が香川

県の人口が3.64%が低下しておると、こういう新聞記事を読みました。そのなんで減つとんだらうかという原因が、香川県の高卒の大学へ進学率がですね、香川県内の大学に行かないで県外の大学に行く方が多いと、これが80%の方が県外の大学に行くこと。

これは全国ネットで見ますと全国第41位ということで、後ろから数えた方が早いと、ほとんどの、80%の方が県外に出て県外で勉強してきて、今度香川県に帰ってくれば一番いいんですけど、帰らないと。

よそで就職するということが大きな原因なようでございます。

特にそういうことで彼らの言い分は、やはりいい企業がないとか、自分の行きたい企業がないとかいうことが挙げられております。

そんなことで特にその辺について多度津町もどのようなことかと思えますけれども、その点についてどうお考えになられるのか。

それと合わせてですね、18歳未満の人口を増やすためにはどうしたらええのか。これは特に高齢者社会の中で、これからの高齢者を看るというか賄うというんですか、若い方に頼らないかんわけですございますけれども、そういった点についてもお聞きしたいと、こういうことでございます。

それと二つ目の女性職員については、これは言うのは易し、現状は非常に難しいという点は分かっておりますけれども、しかし特に女性の持ついい面、特性をもっと引き出すような施策をもってですね、幅広い人事管理を進めたらどうかということ、これは要望でございます。

それと三つ目の防犯カメラの件でございますが、いろいろ安全対策を取られて非常に敬意を表するわけですけども、特に今のところ防犯カメラは取り付けないということですが、先程の報告で刑法犯の認知件数が187件ありましたよと。それと具体的には被害状況が12件、盗撮とかいわゆる声掛けとか不審者情報がある等々があるということでございます。

特に安全に関しては、企業なんかでは安全第一ということをよく言うわけでございますが、生産第一ではなし安全第一ですよと、ということは事故があつてからの施策では遅く、いわゆる先取り安全というんですか、事故になる前の対策を立てていくのが安全かと思えます。

そういうところで前向きな取り組みをさらにつつこんで取り組んでいただくことをお願い申し上げたいとこのように思っております。

そういうことで1点目の地方総合戦略の策定について、多度津町的情勢ですね、学生さんが皆東京の方へ行って帰ってこないという現状だそうでございます。この件につきましては、昨日の朝のNHKニュースで福井県の事例を言うてました。

福井県の女子の大学生が東京へ行って帰ってこないという。

どこの地方も一緒だと思うんですが、その理由としてはやはり希望する仕事がないという、いい企業がないということだそうでございます。

そういったところも含めてご回答いただければありがたいです。

どうかよろしくお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

庄野議員の再質問にお答えをして参ります。

県内の高校生が県外の大学へ行ってしまふ、それで人口減少の原因になっている、そこをなんとか改善することはできないのかというご質問と捉えておりますけれども、今香川県とそして香川大学など大学の方で、香川県内の大学の魅力をどういうふうにすれば発揮できるか。

また県内の高校生が県内の大学で勉強できるように、そういう魅力作りというのを今県と香川大学ほか大学で検討しているところであります。

プロジェクトチームも作っておるところです。

また栃木県でしたか、女性が都会の方に行ってしまふ、そのテレビを私も見ましたけども、やはり自分が希望する仕事先、就職先が自分の周りにはない。

それでもっともっと可能性の高い都会の方に出ていってしまうということだと思いますが、そういうこと全てが今一極集中的な子ども、また人口流出というのはそういうことでもありますので、それを防ぐためにはやはり子どもたちが魅力のある仕事先、雇用ですね、を創出することが大事ではないかなと思っております。

今私の考えの中では、多度津町の子ども達は一時は就職とかまた進学で多度津町を離れても、いずれは帰って来てもらいたい。

そして自分の子ども達と、また親御さんと一緒に生活をしていただきたい。

そして将来の多度津町を私共と一緒に考えていただきたい。

そういう子ども達にしたいと思っております。

そのためにはやはり、庄野議員さんが今おっしゃいましたように就職ですね、雇用の創出、それから結婚の機会を設けるといふこと、そして子育て支援を充実させるということ、この3点がこれからの大きな課題だと認識しております。

このことについてこれから一生懸命頑張ってまいりますので、どうかご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

庄野議員。

議員（庄野 克宏）

いろいろとご意見ありがとうございました。

特に多度津町にもたくさんいい企業があると思いますが、そういったところをうまくPRしながら、できるだけ町内に留まるような方策をお互いに考えてい

きたいなとこのように思っております。

どうもいろいろとご説明ありがとうございました。

終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、12番庄野議員の一般質問を終わります。

次に8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8番古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして次の質問をいたします。

一点目に「多度津町として生活困窮者自立支援対策について取り組み」について質問いたします。

この度「生活困窮者自立支援法」が成立し、この法に基づき「生活困窮者自立支援促進事業」が平成27年4月から始まりました。

この事業は「自立相談支援事業」「住宅確保給付の支給」「就労準備支援事業」「家計相談支援事業」「就労訓練事業」「生活困窮者世帯の子ども学習支援」など6項目になり各市町では相談窓口を設け、専門的な相談員を配置することになっています。

そこでお尋ねいたしますが、本町においての相談窓口は、福祉保健課、多度津町社会福祉協議会、香川県中讃保険事務所などそれぞれに窓口が分かると聞いておりますが、役割について部署が異なるならば、それぞれの役割分担や役割内容について簡単にご説明をお願いいたします。

また、今回の生活困窮者支援事業の内容や存在をまったく知らず、今現在、仕事や生活に困っている人たちに知らせる方法や手段についても併せてお尋ねいたします。

例え、住民に周知しても、窓口が一か所に集中できないことから住民が「どこに相談すればわからない」や「どんなことまで相談できるのか」などの戸惑いなど、どう処置・処理するのかを併せてお伺いいたします。

また、「これまでの制度の狭間で救えない生活課題がたくさんあるのに、今回の制度で充分なのか」とか「新しい縦割り体制を生み出すのではないか」との不安の声も多くありますので、対応の程をお願いいたします。

まだ他に困窮者関連で質問いたしますが、全国でこの10年間で増加の一途を辿っている「若年無業者」いわゆる「ニート」について厚生労働省の算出した推定人数は、1万人に63人と分析しておりますが、本町でも「若年無業者」と見受けられる若者はその割合に近い数字であると思われませんが、如何でしょうか、お伺いいたします。

「若年無業者」と言われる若者の中には、対面コミュニケーションの苦手意識を持ったり、今の自分の状態に後ろめたさを感じ、引きこもり等の精神的に負担を持つものが多く、現在心療内科に通院している若者達も多く、将来の希望や対人関係、仕事の期待に対し消極的になり絶望と感じ自殺を考えた若者は多いと聞いております。

将来的に彼らは深刻で、親が高齢になった場合生活面で、親の年金支給額のみでは、親子の生活は一段と厳しくなり、挙句の果てには預金、不動産を処分し破産に近い状態になり更に、親の死亡後は本人が高齢により自らの生活を維持することは非常に困難になることは必至であります。

将来的には、決まったように生活保護に頼るケースではないでしょうか。

しかし、「若年無業者」と言われる若者達は将来、生活保護で生活する事を望んでいるわけではなく、心の奥底ではすぐにでも現状を脱却したいが、世間や自分に対しどうすることも出来ず、心の中で悲痛な叫びや、また絶望を感じているのがひしひしと伝わってまいります。

また「若年無業者」を持つ親達は、「これから自分が高齢になり老後、子のことを考えると不安でいっぱいだ」、「将来子供事を考えると夜も寝られない」、「まるで抜け道のないトンネルのようだ」「一体誰に相談したらいいのか、この苦しみなど誰も判ってくれない」と深刻に訴える親たちの声が聞こえてくるのを感じます。

是非とも、今回の支援事業の中に対策実施として諸機関と連携し、出来るだけ「申告出来ず悩む若者」を発見し、情報提供、カウンセリング、再教育や職業訓練を行い、一連の訓練を終われば役目を果たしたと考えず、自立できるよう長期的で継続する「サポート」を出来ないでしょうかお伺いいたします。

「狭間で問題が沢山ある今のところは検討する」と言う答弁ではなく、将来に希望ある答弁を期待しております。

一点目質問の最後になりますが、「この制度を手段として使えば何が多度津町で出来るか」という発想で地域づくりの視点へ転換していく必要があるのではないのでしょうか併せてお伺いいたします。

以上で一点目の「多度津町として生活困窮者自立支援対策について取り組み」についての質問とさせていただきますのでわかり易く、詳細にお答え願います。

二点目の質問は「町所有地について」を質問いたします

本町が所有管理する土地について、隣接された土地と境界が定まっていないものや、水路や農道が残ったままで書類上処理されていない為、不具合がある土地や、道・境界などで近隣住民と裁判・訴訟など問題を残す土地は、現在本町でどれくらいあるのでしょうか。

また、それらの町有地を売却として進めるのか、今後どう処理し管理するのか

をお聞きします。

以上で「多度津町として生活困窮者自立支援対策について取り組み」についてと「町所有地」について」の2点の質問させていただきます宜しくご答弁のほどお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員のご質問のうち「町所有地について」お答えをしてみたいです。町有地について、隣接する土地と境界確定が出来ていない所や農道、水路等があれば、町有地の売却や貸し出すことを考えて、速やかに対処するように考えています。

町有地の利活用は町財政運営上、重要課題だと認識しています。

限られた町有地を利活用して新たな財源を生み出すことは、私の就任当初からの公約でありますので、これからも多度津山周辺の遊休地や町営住宅の長寿命化計画等をふまえながら、町有地の有効利用に努めてまいります。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、古川議員のご質問につきましては、各担当課長より答弁をいたしますのでよろしくお願いを致します。

総務課長（石原 光弘）

古川議員ご質問の2点目、「町所有地について」お答えいたします。

本町が所有管理する土地や水路、農道については、隣地との境界が未確定となっているもの及び現況と法務局の書類が異なっているものについて、すべては把握できておりませんが、本町では地籍調査を順次進めており、把握次第、見直しに努めているところであります。また、現在、土地境界について町民と係争中の案件はございません。

町有地の適切な管理及び有効活用にあたっては、まず資産全体の把握が重要であり、現在、町では台帳により一定の把握はできていますが、十分でない状況にあるため、計画的な資産の維持管理、有効活用の土台とするため、平成26年度から新地方公会計に対応した固定資産台帳の整備を進めており、今年度末には土地、建物等を網羅した管理システムができる予定となっております。

今後は、整備された固定資産台帳を基に、各資産の売却も含め、有効活用の方策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

福祉保健課長（藤原 安江）

おはようございます。

古川議員の「生活困窮者自立支援対策についての取り組み」のご質問に対し、答弁させていただきます。

平成27年4月より開始されました「生活困窮者自立支援事業」は、第2のセー

フティーネットとして、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化、深刻化する前に自立の促進を図ることを目的とした事業でございます。

本事業の実施主体は、福祉事務所であるため、町におきましては、香川県であることから、県内9町の社会福祉協議会と香川県社会福祉協議会とで協議会を作り、県から委託を受け、各町社協に相談支援員を配置、また県社協に主任相談支援員を配置し、事業が開始されているところであります。

多度津町社協では、6事業の内、必須事業の「自立相談支援事業」と「住居確保給付金の窓口業務」の2事業のみを実施しており、他の「就労準備支援事業」等4事業においては、県社協や民間団体等が委託を受け、実施しております。

本事業の概要について簡単にご説明をさせていただきます。

住民から「家族の介護のために仕事ができない」などの相談があった場合、町社協の支援員が対応します。

来所できない方などは、自宅を訪問し、相談を受け、どのような支援が必要か、本事業による支援を利用するか、他の制度、例えば介護保険などの相談窓口につなげるべきかなどの振り分けをします。

その振り分けの結果により、本人の希望を尊重した自立に向けた具体的な支援プラン（案）を作ります。

作成された支援プランは、県が主催する「支援調整会議」にはかり、関係機関で協議し、本人の同意を得て支援プランを決定します。

5月に第1回の「支援調整会議」が開催され、町福祉保健課、中讃保健福祉事務所、県社協、町社協、弁護士、穴吹カレッジの職員等多くの関係者が参加したところでございます。

この支援プランに添って就労に向けた支援などきめ細かい、継続的な支援が提供されることになりました。

事業開始の本年4月からの相談件数は、3件でそのうち1件が、「支援調整会議」につながり、プランにより支援が提供されているところです。

相談3件すべてが町から社協へつなげたケースであり、今後も福祉保健課として高齢者、障がい者及び児童などの相談業務の中で、生活困窮状態が把握されたなら、必要に応じて社協の「自立相談支援事業」につなげていきたいと考えております。

なお、本事業は、生活保護制度の受給を制限するものでは、ございません。

これまで同様、生活保護が必要な方に対しては、適切に中讃保健福祉事務所へつなげるよう連携を図ってまいります。

また、本事業の周知状況であります。町社協によりチラシやリーフレットを各種総会などで配布、説明しており、また、7月上旬には事業説明を掲載した

「町社協だより」を全戸配布する予定でございます。

次に、本町における「若年無業者」の占める割合であります。内閣府は、15歳から34歳の「若年無業者」は、平成24年には、63万人、人口に占める割合は、2.3%と発表しており、本町の人口に置き換えますと約100人と推計されます。

「若年無業者」の中には、就労意欲があるにも関わらず就労につながらないケースが多いという実態調査結果もあります。

このようなケースが県社協の実施する新制度の「就労準備支援事業」及び「就労訓練事業」を利用したり、また、既存のサービスである「さぬき若者サポートステーション」を利用し、段階的、継続的に職業や生活の自立支援が受けられるような体制づくりが必要と考えます。

そのために、積極的にケースを早期把握し、円滑に町社協へつなげ、本事業利用の推進を図ってまいります。

また、「若年無業者」のうち「申告できず悩む若者」については、町福祉保健課で実施しております精神保健福祉士による「こころの相談」や、ひきこもりなどの精神的な負担を抱える若者を持つ家族には、昨年度より実施しております「精神障害者家族会」の周知啓発に努めてまいります。

最後に「地域づくりへの視点の転換」についてでございますが、本制度による事業が開始されたことは、既存の制度では十分に対応できない生活困窮者に対し、町社協が窓口となり、包括的な相談支援を行うことができるようになった点が大きな一歩であります。

今後も、福祉分野のほか保健、雇用、教育、住宅、産業などの分野との連携を図り、議員のご指摘のとおり、誰もが住みよい地域づくりに向け、地域住民とともに努力することが必要と考えます。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、古川議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、古川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、古川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、要望事項を述べたいと思います。

質問に対し、丁寧なご回答ありがとうございました。

この4月に生活困窮者自立支援促進事業が始まったばかりで十分な把握をしておりませんが、只今の答弁で少々ではございますが理解できたように思います。

福祉保健課長の説明にありましたように、本町では福祉事務所がない為、多度津町で行えるのは自立相談支援と住宅確保給付金の2項目についての窓口で、

その他は県にて対応になる、その様な状況ではありますが総合的に窓口を設けておりますので、間接的になり最悪の場合は生活保護申請の防波堤となったり、申請をためらうきっかけとならないよう、配慮をお願いしたいと思います。

また就労準備支援では3カ月間の就労支援で一時的支援であります。委託業者がとにかく形式的に職場を斡旋した、役目は果たしたと言うのではなく、最低賃金を除外する職場であったり、最悪な環境や労働に従事される事ないように留意していただきたいとおもいます。

この制度が雇用さえ確保されれば、貧困から脱却できると思われがちですが就労する者を自立できるよう、よろしく願いいたします。

若年無業者については様々なケースがあり、「向こうから来ない」支援機関に来ない、来にくい条件ではあります。これらの若い人達に対しアウトリーチの支援がなければ世間から放置されるという、このようなことのないようお願いしたいと思います。

2点目の町所有地についてですが、早急に台帳からの現状把握と問題点の対策を実施していただきたいと思えます。

現に、隣接する住民の方が道路を巡って町に対応していただきたいというケースも出ております。

優先順位をつけ解決をお願いしたいと思います。

また町所有地の売却する折、なかなか売却できない理由として不動産評価額と売値が合わない場合や、道路や土地の利便性などの悪さで償却できない土地などは、道路の整備や利点を設け速やかに処分できるようにお願いしたいと思います。

これにて「多度津町として生活困窮者自立支援対策についての取り組みについてと町所有地について」の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、8番古川議員の一般質問を終わります。

次に、11番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

11番、渡邊美喜子でございます。

一般質問させていただきます。

1点目は、空き家対策、空き家対策特別措置法についてであります。

昨年11月に、国会で空き家対策の推進に関する特別措置法、通称「空き家対策特別措置法」が成立し2月26日に全国施行されました。

全国に空き家が820万、その中で放置された空き家は318万にも及び、実に8

軒に1軒が空き家であります。

5年後では63万戸増えると言われております。

倒壊、防災、治安や衛生上著しく有害となり益々増える傾向にあります。

空き家改善対策として、自治体の権限が法的に位置付けられ、「特定空き家」を各自治体が決めるその判断基準は、1、屋根や外壁が大きく傷み、多数の窓ガラスが割れたまま放置、2、立木が朽ちて隣地に散乱、3、ごみの放置で悪臭発生などが目安として盛り込まれる見通しであります。

これらに該当する空き家（特定空き家）の所有者に、撤去や修繕勧告、命令ができ、命令違反には50万円以下の過料を設け、強制撤去も可能となり、固定資産税が最高6倍となります。

特定空き家は固定資産税優遇の対処から外れ、空き家を放置させない制度と変わるわけでございます。

今後、多度津町も空き家対策について法律に沿って取り組まなければなりません。

そこでいくつか質問をいたします。

- 1、空き家に関わる事業の担当課、窓口について。
- 2、空き家対策事業の体制づくりや今後の計画について。
- 3、空き家の実態把握のための調査、開始時期や期間について。
- 4、町の空家の戸数と空き家率について。
- 5、特定空き家の除却支援補助金について。
- 6、空き家対策事業をすることに至っての問題点や将来の見通しについて。
- 7、空き家バンクについて。

以上、質問いたします。

2点目は5歳児健診についてであります。

以前より5歳児健診は、保護者、保育所、幼稚園、小学校などの関係者の皆さんからの強い要望で、これまでに2回ほど一般質問をさせていただきました。そして子どもの障がいの早期発見とスムーズな就学支援に向けて平成26年度4月から多度津町で5歳児健診が実施されました。

実施に至ってまだ1年間しか経っていませんが多くの意見や反響がありました。子どもとの関わり方、家庭からの協力、関係機関との連携強化、早期発見、育児姿勢の反省、子どもの生活習慣改善、育児の悩みや相談が出来る、情緒が安定し成長が見られた等聞いております。

そこでいくつか質問いたします。

5歳児健診の概要について、対象児数、受診率、健診日程、問診の配布や回収方法、健診のやり方、実施機関との連携、児童への関わり方、健診後のカンファレンスについて、保護者に理解と同意などの伝え方、実績報告及び今後の問

題や課題について等お伺いいたします。

3点目は、放置竹林整備推進事業についてであります。

県は土砂災害の被害を最小限に抑えるため、2015年から取り組むもので、当初予算案に事業費2,000万円を計上いたしました。

道路周辺に拡大している放置竹林対策として伐採から再び生えてこないようにクヌギなどの広葉樹を植林する。

竹は根が深い為、土砂災害の発生時には山肌とともに地滑りし、家屋を壊したり道路をふさいだり、人災になりかねない。

補助率は82%で防災対策の一環として竹林の整備を行なうこととあります。

そこで質問をいたします。

町で対象となる竹林の伐採箇所はどの程度ありますか。

今後の方針について町の考えをお伺いします。

以上で一般質問は終わります。

よろしくお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員のご質問のうち「空き家対策、空き家対策特別措置法について」お答えをしております。

空き家対策につきましては、私が町長に就任させていただいて間もなく、老朽家屋が崩落し、周辺住民に大きな迷惑をかけてしまいました。

当該空き家は以前から危険性が認知されていましたが、持ち主が県外在住でしたので、通知を出しても返事がなく、結果、放置されていた状態が続いておりました。

この様なことがおこらないよう次の年には「空き家バンク条項」を加えた「空き家等適正管理条例」を制定いたしました。

この条例は行政代行執行を可能に致します。

条例施行後、空き家の改善に対する住民からの苦情を多数受け、適切に対処しております。

本町の条例は税金に関することと、過料の設定以外は、今回の空き家対策特別措置法と殆ど変わりありません。

今回の法律制定は少し遅い感がしていますが、町としては、これまで行なってきたことに対して国の法律が後押しをしてくれているように思っております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、渡邊議員のご質問につきましては、各担当課長より答弁をしておりますのでよろしくお願いを致します。

政策企画課長（岡部 登）

渡邊議員の「空き家対策、空き家対策特別措置法について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

先ず1点目の「空き家にかかわる事業の担当課、窓口について」でございますが、政策企画課企画係を窓口としております。

次に「空き家対策事業の体制づくりや今後の計画について」でございますが、現在は、多度津町空き家等適正管理条例に基づいて対策を行っております。また、香川県空き家バンク制度も活用し、空き家の所有者から物件提供を受け、空き家の有効利用の促進についても取り組んでおります。

今後は、当該特別措置法に則った空き家等の対策が推進できるよう体制を整え、「特定空き家等」の認定を軸とした対策を図り、今後も増える空き家への対応を進めてまいりたいと考えております。

次に「空き家の実態把握のための調査、開始時期や期間について」でございますが、これにつきましても、現在、付近住民からの通報等を受け、対策を取っており、状況に応じて1年間に1回以上、継続的な現地確認を行っております。今後、当該特別措置法の施行を受け、「特定空き家等」に対する措置（勧告・代執行等）を講ずるためには、先程申しましたように、体制が整い次第、順次調査を進めていく必要があると考えております。

次に「町の空き家の戸数と空き家率について」でございますが、平成25年度の、住宅統計調査による空き家率は、約19.9%となっております。

戸数の調査、把握は出来ておりませんが、町条例に基づき、情報提供があった件数は、平成24年度が22件、平成25年度が8件、平成26年度が10件、本年は現在までに5件となっております。

次に「特定空き家の除却支援補助金について」でございますが、これは、香川県が本年度から行っております、「社会資本整備総合交付金等の基幹事業」の中で「香川県老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱」に基づき、老朽危険空き家の除却を支援しようとするもので、上限200万円の除却費用の内、町は5分の1を、国が5分の2、県が5分の1を補助しようという制度でございます。所有者の負担軽減に繋がり、除却が進むことが期待されることから、本年度中にそれを利用できるように、本町でも、制度を構築する予定にしております。

次に「空き家対策事業をすることに至っての問題点や将来の見通しについて」でございますが、今後も増え続けることが確実な空き家問題に対し、当該特別措置法に則り、関連部署との連携を図りながら対策を進めてまいりますが、「特定空き家等」の認定に関しては、その認定方法が困難であるため、専門知識を有する人材の派遣など、香川県および他市町との連携を取りつつ進めてまいりたいと考えております。

最後に、「空き家バンクについて」でございますが、平成24年より運用しております、空き家バンク「かがわ住まいネット」につきましては、年間約20件程度の問い合わせがあり、今後も増加が予想される中、空き家対策の一環として、

また移住者の受け皿として有効活用してまいりたいと考えております。
以上で、渡邊議員の「空き家対策、空き家対策特別措置法について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

福祉保健課主幹（丸岡 多恵子）

渡邊議員、2点目のご質問の5歳児健康診査の概要についての実施方法および実績報告ならびに今後の問題や課題についてお答えいたします。

はじめに、昨年度から開始しました5歳児健康診査の実施方法については7月～10月にかけて町内各保育所、幼稚園で実施し、それらの未受診児と町外通園児については保健センターを会場として、全10か所で実施しました。

対象児数は188名で、受診児数は186名ですが、多度津町在住児については、全て受診しました。受診率は98.9%です。

実施前の周知として、4月の入所や進級時に合わせて、各保育所、幼稚園に出向き、保護者に5歳児健康診査の概要説明と協力を依頼し、5月に従事者を対象とした説明会および研修会を行ないました。

引き続き6月に各保育所、幼稚園へ保護者宛に健診の案内文およびアンケートとクラス担任にスクリーニングシートの配布と回収を依頼しました。

回収後は保健師が内容をチェックし、保健師の把握している情報と保育士や幼稚園教諭からの情報をすり合せ、当日の従事者に情報提供したうえで、健診に従事いたしました。

従事者は小児科医師または小児精神科医師、臨床心理士、保健師、幼稚園教諭、保育士、教育課担当者です。

各保育所、幼稚園で集団行動観察と個別健診を実施した後、個別に保護者面接を行ないました。

また、個別健診と保護者面接の後にそれぞれ、従事者でカンファレンスを行ない、全員の結果と今後の対応や支援方法について協議しました。

5歳児健康診査は、医師の内科的診察ではなく、集団行動の様子、幼児の会話の成立具合、手先の器用さ、指示に従う様子、情緒の安定性等を観察します。

次に、健診結果については、異常なしという判定ではなく、気にならないが135名で72.6%、やや気になる37名、大いに気になる13名、医療機関への受診勧奨が1名で合わせて51名が27.4%となっています。

事後フォローとして、気になる幼児の保護者に対しては、医師や臨床心理士が健診結果と専門機関や医療機関への受診勧奨をし、今後のかかわり方についての助言、指導を行ないました。

また、5歳児健康診査から就学までの間に保健師による訪問指導や日頃の保育の中で、保護者や幼児に対しては保育士や幼稚園教諭が丁寧な支援を継続しています。

5 歳児健康診査の実施は、渡邊議員のおっしゃるとおり、発達障がいの早期発見とスムーズな就学支援に有用とされており、保護者の子育ての振り返りや子どもの発達の確認ができる良い機会であります。

また、従事者と保育所、幼稚園が情報提供、情報交換ができ、連携がとりやすくなり、保護者に対して、一貫した支援ができるようになりました。

また、5 歳児健康診査は、子ども達が将来、豊かな社会生活を送ることができるようになるスタートラインだと考えます。

最後に、今後の課題として、従事者のスキルアップにより資質を向上させ、標準化することで、5 歳児健康診査をより充実させること、また、関係機関との連携を密にし、包括的支援をおこない、事後フォローを確立し、さらに教育課と協力して就学支援体制を整えていくことが重要と考えています。

困った時や悩んだ時、些細なことでも相談に応じ、温かく見守り、子育てに不安をもつ親に寄り添う支援ができるよう、さらに努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

産業課長（神原 宏一）

おはようございます。

渡邊議員ご質問の3点目、「放置竹林整備推進事業」についての答弁を申し上げます。

香川県の調査によりますと、香川県全体の竹林面積は3,000 ha程度で、そのうち本町の面積は6.5 ha程度でございます。

地域としては、高見島がその半分以上を占め、陸地部では山階、奥白方地区等に点在しています。

放置竹林は、担い手の減少や高齢化、竹材利用やタケノコ収穫の減少等によりまして、拡大している現状でございます。

香川県におきましては、本年度よりその防止対策として、「放置竹林整備推進事業」を実施することとしています。

この補助事業は、道路周辺等から原則20m以内の竹林を対象とし、伐採から植林、保育まで一連の取組みを行う森林所有者等を実施主体に、対象面積に標準単価を乗じた金額の82%を補助する仕組みとなっております。

県は当初予算に2,000万円を計上し、事業予定量を15haと見込んでいます。

また、この事業には1施行地について0.1ha以上という面積要件が課されております。

事業の実施方法といたしましては、市町と森林所有者、森林組合が協定を締結し、伐採等の作業を森林組合が請け負うことが想定されております。

基本的には山間部の規模の大きい放置竹林を対象とした事業でございまして、本町におきましては、このような要件を満たす竹林は少ないものと思料すると

ころでございます。

さらに、本町には森林組合がなく、林業従事者もいないことから、現状では、この事業を活用できる状況にはないものと考えております。

しかしながら、放置竹林は災害防止や道路管理、景観や環境の保全等の観点から、大きな課題を孕んでいると考えられます。

本町といたしましては、まずは現状を把握し、関係課連携のもと、個別具体のケースについて対応策を協議、検討するとともに、竹林所有者に対しましては、道路通行や近隣住宅へ支障をきたさぬよう適切に指導・助言を行い、適正な整備や管理についての周知啓発を図ってまいります。

また、公有地の竹林につきましては計画的な伐採等により、拡大防止や環境保全に努めてまいります。

さらに、香川県に対しましては、本町の実情について理解を得ながら、「放置竹林整備推進事業」が本町でも活用できるよう面積要件の緩和や事業の拡大を要望してまいりたいと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、渡邊議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、渡邊議員、再質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

詳細なご答弁本当にありがとうございます。

そこで特定空き家対策なんですけども、確かに条例ができ県下でも早くから取り組んでいるという部分もあるんですけども、今回の国の施策、空き家対策特別措置法に関しましては、もう一つ突っ込んでいるというのか、シビアに考えているんじゃないかなあと私は思っております。

例えばですね、特定空き家と認定という部分なんですけども、これは認定するのは自治体とか先程お話がありました専門の知識を要するというには無理もないかなというふうに思っております。

そして空き家対策と認定されますと、補助金が出て更地になります。

そして更地になれば固定資産税が6倍に上がると、ここら辺の部分が多分に驚いている部分もあるんですけども。

それと逆に更地にしなくって、撤去、修繕を勧告すると。

それで命令に従わない場合は、違反として50万罰金。

そして特定空き家となりましたら、この時も命令違反として50万払った上に、6倍の固定資産税を払わないいけない。

そこで教えていただきたいんですが、この50万は1回なのか、それとも毎年来るのかという部分の質問でございます。

許容期間があるのかどうか。

それからですね、もし更地にした場合、6倍の固定資産税がかかるわけですが、更地にしましたその後、草とか木とかいう部分が放置になった場合、それも地域の方とか、今までも多くの苦情がきていますし、町の方、こと細かく対処はしていただいているんですけども、防犯とかゴミの不法投棄とかいうのでよりいっそうそういう部分が増えてくるんじゃないかなあいう危機感を感じております。

それからもう1点、滞納という部分で増えるんじゃないかなあと私自身が感じているんですけども。

そういうところを質問させていただきます。

それから5歳児健診ですけども、一般質問を書きながら改めて5歳児健診、よく26年4月からよくしていただきましたということで、健診の重要性、また意義を強く改めて感じました。

本当に一つのことをするのは、いろいろとやらなければならないと、その継続していただいていることに本当に頭が下がる思いでおりますので、また子ども達のためにも今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

これは要望でございます。

最後の竹林の問題ですけども、森林組合がないとかいろいろあるとは思いますが。実はこれ県議会議員の新田先生が質問した部分で、答弁が県がこういうことでやっていくという答弁をいただきましたので、多度津町どういうふうになっているのかなという部分で質問させていただきました。

ありがとうございます。

政策企画課長（岡部 登）

渡邊議員の空き家対策特別措置法についての再質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず過料につきましては1回であると認識しております。

続きまして固定資産税の優遇措置でございますが、これは空き家を更地にする以前、空き家そのままそこに存在している時にでも6分の1に軽減する優遇措置を、倒壊等のおそれがある空き家の場合は適用しないようにするというようなことが考えられておるようでございます。

以上で渡邊議員の空き家対策、空き家対策特別措置法についての再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

これからしていかなければならないという部分も含めまして空き家につつまし

てはまた必ず件数が 24, 8, 10 とか言われてましたが、もっともっと増えるんじゃないかというふうに思っておりますし、多度津町内歩くだけでも相当空き家がありますので、そういう部分も含めて大変だと思いますがよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。終わります。

議長（志村 忠昭）

以上で渡邊議員の一般質問に対する答弁を終わります。
これをもって、11 番、渡邊議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩に入りたいと思います。
10 時 45 分まで休憩したいと思います。
再開は 10 時 45 分、再開致します。

休憩 10 時 27 分

再開 10 時 45 分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

次に、7 番、小川保君。

議員（小川 保）

失礼します。7 番、小川保です。

本日の質問は、1、多度津山、サッカー等が利用している多目的グラウンドの芝生化について、2、消防庁舎跡地などの遊休資産の売却について、以上、2 点でございます。

質問に先立ちまして報告致します。

今回、私共 6 区自治会の川掃除活動におきまして、とある土建会社様が桜川の中に一緒になって入って頂き、草刈り、ゴミ拾い、ヘドロ除去などのボランティア活動にご参加頂きました。

会社からは 14 名の方々に、ご参加頂き、大きな戦力でした。

伺いますと町建設課と相談の上、私に連絡されたそうです。

真に有り難い事でした。

建設課にはこの場をお借りして、感謝申し上げます。

ありがとうございました。

なお、自治会 203 名、子供会 14 名が参加しての有意義な奉仕活動であった事を報告致しておきます。

さて質問に入ります。

まず、1 点目、多度津山、サッカーが利用している多目的グラウンドの芝生化に

ついて。

現在、土曜日、日曜日などには多くの児童たちが練習、並びに大会などで利用しております。

そして、様々な屋外イベントにも利用され、その他、災害発生時の際の避難場所、緊急ヘリポート場など、用途が設定されております。

しかしながら、足元は水はけの悪い土であり、利用する際にも関係者は天候を心配して、一雨降ればもう泥だらけの状態であります。

昨年もグラウンドで、桜祭りを開催致しましたが、前日の雨でぬかるみ、展示試乗用のパトカー・白バイも、折角の磨き上げた車体が泥だらけになり、警察の方々の不興を駆っておりました。

また、この土が風の流れによって、隣接の消防庁舎の新しいシステムに対する悪影響も心配されております。

そして付近の住宅にも飛散しております。

もうそれは黄砂と見間違えばかりの酷い有様であり、住民の安心安全に寄与する行政としては、あってはならぬ事ではないでしょうか。

これらの事を考えますと、一刻も早く対処すべき喫緊の課題の一つだと考えております。

さて此处で、一步進んで、多度津山グラウンドを質の良いピッチとして芝生化する事をご提案申し上げます。

芝生造成後は、日本プロサッカーリーグにおける、J2の「カマタマーレ讃岐」の練習場として、有料で利用していただく事など、展開できます。

私の調査によりますと現在、カマタマーレ讃岐の普段の練習場は県下のいくつかの場所を転々としているようです。

屋島の東南にあります高松市東部運動公園、そして高松市生島にあります香川県営サッカー・ラグビー場、そして丸亀市の香川県立競技場のサブグラウンドなど。空き状態を確認しながらの練習場確保に苦慮しているようです。

多度津町にプロサッカー選手が来て本格的な練習を間近で見ることが出来れば、特に子供達がそれを目の当たりにする事が出来るのは貴重な体験となります。子供たちに直接レクチャーして頂ける事も可能ですし、これはスポーツを通じた教育のアイテムにもなり得ましょう。

少年のサッカーチームは、幼稚園児から小学生の子ども達が練習しておりますが、特にマナーを中心に教えるそうです。

プレーの途中でボールがサイドを割ったり、ファールのホイッスルがあった時など、必ず該当の選手はサッと手を上げ、倒れた相手選手を起こしてあげる。

やったのは私ですのアピールです。

時には相手チームの選手も二人同時に手を挙げる事も有ります。

其れはどちらのプレーかは分かりませんが、「ジャッジは審判にお任せします」のアピールです。

そういったフェアプレーがあればグリーンカードを与えます。イエローやレッドはルールとしてありますが、グリーンカードはよいマナーに与えられます。

又、試合の後には、互いの健闘を讃え合う場面も有ります。幼稚園児から小学生の子ども達に常にマナーを教えるそうです。先だって丸亀競技場の応援席で県サッカー協会の事務局の方が私の横に座っておりました。

同じく応援に来ておりましたサッカー少年たちが彼を発見して、全員が一人一人握手を以て、彼に丁寧に挨拶に来ました。

小さい子供が大人に握手をして挨拶をする。

その不思議な光景に私は驚きました。

まだ小さい幼稚園児や小学生達が、紳士の様にきちんと挨拶する姿に驚き、そして感動しました。

又、一緒に来ておられた保護者達もニコニコとそれを見守っている光景。後で、彼にその出来事について質問しますと、「子供達の指導は、技術の前に挨拶から教育しております」淡々と普通の様にお話しされました。

こういう方達に指導された子供たち、将来楽しみです。

ふと、5打席連続敬遠された時の「松井秀樹選手」の、きちんとした態度が思い出されました。

地方創成が兎角言われますが、私は多度津の活性化はこういった事を融合した、「マクロな教育」だと考えております。

地方創成の一つになり得ましょう。

プロの選手を見学しようと、町外からもファン、サポーターがやってくる。グラウンドの使用料による収入が見込まれる上、町主催のイベント、桜祭り、夏祭り、花火大会、そしてサッカー教室などなど、様々なイベントに彼らは、無料で出演頂ける事でしょう。

何よりも多度津の子供達がプロのサッカー選手と、常に交流できる機会に恵まれる。

教育の町「たどつ」の大きなアピールになる事でしょう。

今、お話ししました事柄についてのお考えと、検討事項など、丸尾町長はじめご担当の諸氏から、ご披露願ったらと存じます。

次に2点目、消防庁舎跡地などの遊休資産の売却について。

今回の6月定例議会に提出された資料の内、「多度津町土地開発公社」の平成26年度の事業及び決算書が報告されておりました。

拝見いたしますと、公社の健全化計画の進捗が、先ずは順調であるようでございました。

今後は、買い取りした、それらを含んだ町保有の遊休資産を、いかに売却もしくは活用していくか、まさしく町当局の手腕にかかっている様に思います。

町は遊休資産をいくら保有していても何の利益もありません。

土地の売買による利益などはこれからの時代では考えられません。

これからは、画期的に総合的に利用する事が肝要でありますし、又、売却する事も視野に入れ、対象となりうる物件は急ぎ、準備すべきだと考えます。

勿論、売却する事で逆ザヤになる事もございましょうが、そのままそっとしておいては解決になりません。

経済はキャッシュフローが重要です。

現金化し、次の事業に活用してこそ資産は活かされます。

町が保有しては、それに見合った税金収入は出てきません。

それよりも民間の方々を利用して頂きますと、事業収入による税収、固定資産を保有しての税収など、価値が生み出されます。

さてここで、2つほど質問をさせていただきます。

遊休資産の活用方法など、丸尾町長がお考えになっている将来のビジョンなどございましたら、お聞かせ願ったらと存じます。

又、今回の消防庁舎移転の跡地はどう処理されようとしているのでしょうか。一説には水害対策用の土嚢置き場に利用しようとしているやに聞こえてきたりしておりますが、まさか、と思っております。

丸尾町長は懸命に収入の手立てを考えておられます。

そして、防犯上もよくありません。

今はロープを張っているだけの侵入禁止のメッセージだけですが、放置しておけば、いずれはフェンスなどを設置しなければなりません。

結果、新たな予算が必要になってきます。

早く売却して、価値を活かす事が肝要です。

民間に売却してこそ、活かす道です。

恐らく公募すればきっとお買い求めになる方々がおられるはずです。

ご担当の諸氏、跡地についてお考えをお聞かせ下さい。

以上でございます。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員ご質問のうち、まず「多度津山、サッカー等が利用している多目的グラウンドの芝生化について」お答えをしてみたいです。

多度津山サッカー場は、大人用のコートが2面取れる広いグラウンドです。

今のところ片面だけ、消防庁舎に面している側ですが、スポーツ振興目的で芝

生化の検討を進めております。

また、災害発生時の町民の避難場所になる可能性もありますので、照明機を設置することも考えております。

小川議員ご提案のカマタマーレ讃岐のようなプロサッカーチームが練習場として使用する意思をお持ちでしたら、全面的に協力していくことはやぶさかではありません。

町内にたくさんいるサッカー少年たちにとっても朗報だと考えます。

今後、積極的に進めていきたいと考えております。

続きまして「消防庁舎跡地などの遊休資産の売却について」お答えをしております。

土地開発公社が抱えていて、買い戻しをしなければ使用できない遊休地につきましては、計画的な買い戻しを進めているところであります。

JR多度津駅南側パークアンドライド駐車場に隣接している約5000㎡の土地は、買い戻しをして2年ほど経過しております。

現在進めています駅周辺活性化の起爆剤となりうるように、売却や貸し出し等による有効活用を広く皆様に意見を求めながら検討中です。

また、多度津山の太陽光パネル設置も遊休町有地を活用してのことですが、山周辺町有地に関しても現在、売却等の引き合いが来ておりますので、検討中です。

また、遊休地ではありませんが町営住宅に関しましても、長寿命化計画の中で、必要なところと不必要なところに分けて、不必要なところは売却もしくは貸し出すことで、新たな財源を生み出す為の有効利用を考えております。

小川議員ご指摘の消防庁舎跡地に関しましては、売却や貸し出しも視野に入れて有効活用できるよう検討中です。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、各担当課長より詳しく答弁をしておりますのでよろしくお願いを致します。

政策企画課長（岡部 登）

小川議員の「多度津山、サッカー等が利用している多目的グラウンドの芝生化について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

これまで、様々な方から多度津山の多目的グラウンドの芝生化についての要望等があったことから、このグラウンドの現状や他の芝生化されたグラウンドの状況の確認などを進めてまいりました。

これを踏まえた検討状況としては、多度津山の多目的グラウンドをサッカー場として芝生化する場合には、各種団体からの補助制度等を活用できれば、整備費に係る町の負担はある程度軽減できることが可能ですが、整備後の維持管理経費を踏まえた検討も進めることが必要と考えております。

サッカー場の芝は、Ｊリーグが必要とする高級なものから、河川敷等の芝など様々な質のものがあり、また、維持管理の方法によって、維持される芝の状態も異なってまいります。

公共の施設であるため、ある程度の赤字はやむを得ないところではありますが、できる限りコストを縮減することも必要と考えております。

現在、多度津町には、体育館やテニスコート、野球場などを備えた総合スポーツセンターがありますが、昨年度の利用者数は約 7 万 9,500 人、使用料収入は約 430 万円、そしてその指定管理料は約 2,000 万円となっております。

この状況等も踏まえ、芝生化に必要な整備費はもとより、利用見込者数やそれに伴う利用料収入の額、町が負担することができる維持管理経費等について総合的に検討し、その上で、財政状況が厳しいおり、多度津町が取り組むべき他の課題との調整を進めてまいります。

議員ご指摘のとおり、スポーツを通じた教育という観点からも、環境整備は今後検討すべき課題と認識しております。

先日、9 日の新聞に県立丸亀競技場などに世界陸上のスウェーデン選手団が事前合宿をするという記事が載っております。

多度津町でも、町内外の方々が芝生の上で様々なスポーツを楽しむことができるように、また、スポーツを通して学校教育と社会教育の連携が図れる場所としての必要性にも鑑み、多度津山グラウンドの芝生化についての方針を決定してまいりたいと考えております。

以上で、小川議員の「多度津山、サッカー等が利用している多目的グラウンドの芝生化について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

小川議員ご質問の 2 点目、消防庁舎跡地の売却についてお答えいたします。消防庁舎の跡地については、売却または防災関係での利用を考えております。まず、売却する場合、宅地として整備をしてからの売却となりますが、本体建物取り壊し費用が約 2,500 万円、その他で鉄塔取り壊し及び消防ホース洗い場の整地等で数百万円の一般財源が必要になると予想されます。

また、売却予定価格については、面積は 1,476 m²ありますので、路線価から算定した平米単価は、約 2 万 4,000 円となり、売却予定価格は、約 3,500 万円になるのではないかと考えられます。

町が考える価格で売却した場合は、数百万円の差引収入になるのと、年間約 35 万円の固定資産税収入が新たに発生すると予想されます。

しかしながら、単独費で約 3,000 万円の経費を投入し、売却できればよいですが、できなければ負債として残ってくることが予想されますので、売却することが決定されれば、慎重に方策を検討する必要があると思われれます。

なお、建物等取り壊し費用を相殺して売却する方法も考えられますので検討はしてまいりたいと思います。

もう一方で、当該用地は防災上での利用も有効でないかと考えております。土囊ステーション、備蓄倉庫、大規模災害時における緊急応援車両の駐車場等の利用が考えられます。

今後、内部で協議して有効な活用方法を考えてまいります。

現在、町所有の土地・建物等の公有財産の洗い出しを行っております。

完了後には、売却可能土地の選定、また建物については、施設の老朽化も進んでおり、取り壊しや統廃合も検討する必要があるのではないかと考えております。

以上、簡単ではありますがご理解賜りますようお願い申し上げ、小川議員への答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、小川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、小川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（小川 保）

皆さん方の丁寧なご回答いただきまして、ある程度は了解できたかなというふうに思っております。

ありがとうございます。

ただ、少し疑問点がございますので再質問をいたします。

まず消防庁舎の跡地の問題ですが、宅地化する、いわゆる更地にして売却を、ということを考えれば、当然除却することの費用っていうのはたくさんかかるかと思えます。

特に行政などの公の機関がそういう費用を見積もりますと、おそらくは多額な費用になろうかと思えます。

従って、あの状態のまま売却をすると。

そして売却を受けた方々が、自分達でそれを何とかすると、そういう事柄をふまえた方策、これをぜひ進めてほしいなと思えます。

それについてお考えをお聞かせ下さい。

もう一つです。

先程政策企画課長からご回答いただきました芝生化の問題ですね。

これは先だって四国新聞、地元の新聞ですけれども、この記事で香川の戦後70年っていう項目があります。

第2部の「暮らしの変化」、この中でスポーツの光という項目がありました。

「県民の生きる希望に」というタイトルでもって書かれておりました。

これは2020年の東京五輪の開催が近づいていると、県教委は09年から世界の

舞台で活躍できるアスリートの養成を目指すスーパーさぬきっこ育成事業に力を注ぐと、こういうふうになりました。

県と共同して多度津町もこういった内容を考えていくということも一つのマクロ教育ではないかなと思いますので、この1点について町長のお考えをお願いいたしたいと思います。

以上2点でございます。

総務課長（石原 光弘）

小川議員の再質問でございますが、建物付きでそのまま売却するという方法はあると考えております。

ただ旧消防庁舎については、耐震診断をした結果、ある程度の震度には堪えないという建物ですから、それをそのまま売却するというのは町として果たして姿勢が正しいかどうかというのは十分確認をしなければいけないと。

また当然建物を売却するとなれば公共用財産が個人の所有権移転とする場合がありますので、建物の表示登記、或いは固定資産税がかかりますので、その建物の税務課による評価額の算定等々諸般の事務手続きが必要となってきます。そういうことは事務的なものですから可能であると思いますので、そのご意見につきましては充分参考にして今後売却すると決定しましたら、方法論としては検討して参りたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の再質問にお答えしてまいります。

サッカー場の利用についてですね、今いろいろと小学校とかでもいろいろとプロチームとか様々なところに来ておりますが、そういう連携とかに関してどう思っているかということですね。

社会教育の観点から多度津町の子ども達の教育に関しまして、そういう大変大事なことだと思っております。

今サッカーのみならずゴルフもありますし、また陸上競技、様々な活動がこれまでも長い多度津町の歴史の中で、そういうことで子ども達の教育、特に社会教育の観点に対しまして、培ってきておりますので、そのことをこれからもずっと継続していこう、また維持、また上達していこう、と思っております。

そのためにはサッカー場ですね、あのサッカー場は大変大事なものであり、今は運動公園としての位置づけですけれども、それをこれからももっともっとスポーツのことに利用していけたらいいなと思っております。

小川議員、ご質問の中でカマタマーレのことがおっしゃられましたけれども、カマタマーレの誘致に関しましても前向きに、先程答弁しました通りカマタマーレだけじゃなくてですね、様々なプロスポーツチームに関しましての誘致とか

また練習場とかそういうことに関しましては、積極的に取り組んでいこうと思っております。

以上です。

議長（志村 忠昭）

小川議員、再々質問があれば。

議員（小川 保）

どうもありがとうございます。

今お二方のご回答いただきまして、いいアイデアが出てくるかなというふうに思っております。

質問ではございません、要望です。

私が申し上げた教育の町多度津、これは教育と言いますと勢いすぐ皆さんガリ勉のことを思い浮かべるかと思えますけれども、そういうことじゃなくって今町長がおっしゃっていました社会教育という観点からも含めた大きなマクロな教育だと思っております。

特に今から人口減少という事案が出てこようかと思えますので、それに対処するためには多度津におるとこういう教育が受けられる。

例えば子育ての環境、それから福祉の問題、或いはスポーツ施設、それから文化施設、いろんな総合的な教育が多度津では受けられると、子どもから始まって大人も皆さん一緒に受けられるとこういったことを目指していくと、或いは活性化していくんでないかなと思えます。

ぜひ私の要望をお気にとめていただければありがたいと思います。

以上でございます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、7番、小川議員の質問は終わります。

次に6番、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、一つ、水道事業一元化の検討状況について、二つ、マイナンバー制度の情報管理体制について、質問をさせていただきます。

はじめに、水道事業の一元化につきましては、参画をしない自治体もありましたが、本町は、去る3月定例議会において、香川県広域水道事業体設立準備協議会に参画する決定がなされました。

この4月からは、職員を派遣し様々な検討が、日々進められていることと思えます。

また、この6月定例議会の資料の中には、その後の対応として記載をしていた

だいておりますが、どのような事柄について検討がなされていますか。
本町は、「安全な水道水を安定して供給する」方針であることから、自己水源の活用については、特に思い入れを持って対応をいただいていることと思っております。

そこでお尋ねをいたします。

どのような検討が進んでいるのでしょうか

一つ、参画をしない自治体ができることによる、シミュレーションはどうなっているのでしょうか。

一つ、本町の要望については、反映ができていますか。

二つ目のマイナンバー制度の情報管理体制についての質問です。

いよいよ、10月には個人宛に番号の通知が始まります。

番号通知により、登録カードを申請することになり、その利用も徐々に進んでいくものと考えます。

今、想定がなされている内容は、報道によりますと社会保障、税、そして医療分野などがあげられます。

そうしますと、各企業にもマイナンバーのデータは保管されることになり、医療機関、証券会社、国税局など、多くのところで、管理が行われることになります。

確かに罰則規定を設け、その対応もなされているところですが、思わぬところで、情報が流出という事態が発生する事になります。

先日も、年金情報が125万件流出という記事を目にしました。

そこでお尋ねいたします。

このマイナンバーの通知は、市町村が行うと聞きました。

本町の情報管理のセキュリティ体制はどのようになっていますか、悪質メールなどの対応はできていますか。

個人は、企業、証券会社、銀行などへマイナンバーを知らせ、企業や証券会社、銀行は、そのナンバーを管理することと考えますが、企業等の管理体制については、各企業、証券会社、銀行などに任せることになるのでしょうか。

以上、質問をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

村岡清邦議員ご質問のうち「水道事業一元化の検討状況について」お答えを
してまいります。

水道事業の県下一元化の話し合いは、県を中心に緒に就いたばかりで、これから約3年かけて、意見交換をしながら、渇水対策も踏まえ進めてまいります。
村岡議員ご指摘のように私ども水道事業者の務めは、安心安全で美味しい水を

安定供給することです。

特に我が町は多額の資金投入はありましたが、平瀬浄水場にて、自己水源による安全な水を確保できております。

この、安心安全な水が町内に供給されている、全水道水に占める割合を、現在の約 50%から、少しでも高めていくことが大事だと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、詳しくは各担当課長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

上下水道課長（河田 数明）

村岡議員ご質問の 1 点目「水道事業一元化の検討状況について」の答弁をさせていただきます。

「どのような検討が進んでいるのでしょうか。」というご質問につきましては、議員のご質問の中にもありますとおり、本町は、本年 4 月 1 日より香川県広域水道事業体設立準備協議会に参画し、その事務局に職員を 1 名派遣しております。

現在、事務局において、小豆・東・西の 3 ブロックに分かれ、より詳細な計画の策定のために、各事業体の水源や管路等の資料を収集し、それぞれの問題点等の整理を行い、連絡調整及び広域的な水道事業に係る計画の作成のための検討を進めております。

次に「参画しない自治体ができることによる、シミュレーションはどうなるのか。」及び「本町の要望については、反映できていますか。」とのご質問につきましては、3 月定例会の一般質問において、議員ご質問に対して答弁させていただいたとおり、参画市町が「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ」と異なることから、変更が生じてまいります。

参加市町での計画の見直しを行う中で、県営水道中部浄水場に関係する課長及び派遣職員が集まり、各市町の現状や要望等のとりまとめを行っており、本町におきましては、自己水源の活用及び町所有水道施設の有効活用について提案をしたところでございます。

引き続き、そのとりまとめを基に、事務局において協議を行うこととしております。

今後も、「安全な水道水を安定して供給すること」を基本に、担当課長会及び準備協議会等で十分に協議を行ってまいりますとともに、準備協議会の内容及び、進捗状況については、随時、委員会等で報告させていただきます。

なお、去る 5 月 12 日に第 1 回香川県広域水道事業設立準備協議会が開催されましたので、その内容につきましては、本定例会中に開催されます、建設産業民生常任委員会で報告をさせていただきます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げますとさせていただきます。

政策企画課長（岡部 登）

村岡議員の「マイナンバー制度の情報管理体制について」のご質問に対し答弁をさせていただきます。

先日の年金情報の流出事件につきましては、日本年金機構の職員の端末に届いたメールに添付されていた、ウイルスの入ったファイルを開いたことが原因ではないと言われております。

本年度実施されますマイナンバー制度につきまして国は、番号が漏れても直ちに被害が出ない制度設計である、と説明しております。

具体的には、個人番号カードに本人の写真とＩＣチップを入れ、窓口やオンライン手続きで他人がなりすましにくくし、利用範囲を税と社会保障などの行政手続きに絞り、情報を照会できるのも行政機関に限っております。

また、自分の情報がいつ誰に使われたかをネットでチェックできるシステムも構築する、としております。

これらによって、導入当初はリスクが低くなっておりますが、利用が広がれば、リスクも増えてまいります。

そのため、本町といたしましても、システム構築等の物理的な対策につきましては、中讃広域行政事務組合情報センターを中心に、適切な運用及び管理体制の実施を進めているところですが、実際に個人情報を取り扱う上では、外部からの悪質なメールや不正アクセス等の対策として、スパムメール、これは大量送信系のメールのことでございますが、その対策や、ウイルス感染を防ぐためのフィルターなど、ファイアー・ウォールを常に最新の状態に保つようになっています。

また、職員の不適切な情報端末利用によるセキュリティリスクへの危機意識を常に高く保つために、研修等も実施しております。

企業等につきましては、それぞれの管理体制に委ねることになると考えますが、セキュリティ意識向上等の啓発活動について、今後検討してまいりたいと考えております。

以上で、村岡議員の「マイナンバー制度の情報管理体制について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、村岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、村岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村岡 清邦）

ご丁寧な答弁ありがとうございました。

水道事業の一元化につきましては、４月に派遣職員１名を派遣し、着々とそれらの検討が進められておる状況について、今回の建設産業民生常任委員会の中

で報告をいただけるということをごさいますので、それを聞きたいと思っております。

それから、もう一つマイナンバー制度につきましては、一つの企業がそうした情報を持つということに関して、非常に心配をするわけなんです、この情報が1カ所から漏れただけでは何もならないというふうに私は考えます。

それはある所の情報、例えば年金の番号とマイナンバー制度はひっつきませんから、マイナンバー制度が出て、住所とか或いは所得とか、いろんなものがひっつけば、それはもう大変な情報になってしまうということで、1カ所の情報ですね、十分にチェックをしていく、流出をしないように企業、或いは証券会社、或いは国税局等々がそれらのセキュリティ対策をきちっとしなければ、やっぱり情報は漏れてしまうのかなと。

漏れればですね情報が全部関連してひっついてしまう、こういうことになるわけですから、極力そういった情報の漏れないような対策を取っていただくように上部機関に対してそれらのことの要望をぜひ進めていっていただきたいなと思っております。

質問終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、6番、村岡議員の質問は終わります。

次に、5番、隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子通告に従いまして順次一般質問を致します。

18歳からの選挙権行使についてであります。

18歳から投票ができるようにする公職選挙法改正案が、成立される見通しであります。

海外では、下院の選挙権年齢は、「18歳以上」が主流。

ようやく日本も国際基準に追いついたようであります。

来年夏の参議院から実施の予定ですが、改正法が公布されてから、ある程度（1年）の周知期間も必要となります。

法案の成立日や、参院選の日程がどうなるかなど、不明確なため、結論は、はっきりしていないのが現状であります。

参院選からの実現となれば、来年18歳、19歳を迎える現在の高校2、3年生らが、未成年者による投票を初体験できることとなります。

「責任を十分に果たせるのか」との戸惑いもあるのではないかと思います。

今後、有権者としての意識を育む教育がきちんとされたならば、若者の政治離れに歯止めをかける効果が期待できると思っております。

そこでお尋ねを致します。

小・中学生の時から、政治に対して興味を持てるように、教育について、今後どのように実施をしていくのか。

一つ、実際の国政選挙を用いた模擬投票などの経験も実施していく必要性があ

ると思いますが、今後の計画をお示しください。

以上で一般質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡美子議員のご質問の「18歳からの選挙権行使について」お答えをさせていただきます。

18歳以上に選挙権を付与することに関しましては何年か前に国民投票を行う際の投票年齢を18歳以上と法律にて決めました。

その後、普通選挙施行における選挙権年齢はどうするのか、成人という定義の年齢はどうなるのか議論がされてきました。

そんな中で、今国会にて、選挙権年齢を18歳まで下げることになりました。

この件に関して、いろいろご意見もあろうかと思いますが、選挙の投票率が年々低下傾向にある中で、投票人口増加につながるのではないかと思慮いたしますので、よいことではないのでしょうか。

また政治に関心を持つ子どもたちが増えることを願っております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、詳しくは教育長より答弁させていただきます。

教育長（田尾 勝）

隅岡美子議員の18歳からの選挙権行使についての質問にお答えします。

選挙権を持つ年齢を引き下げる公職選挙法の改正案が成立する見通しであり、実施にあたっては、有権者としての意識を育む教育が期待されていることは、議員ご指摘の通りであります。

法の改正に伴い、関連する法令・条例がどのように変わるのか。

また該当する段階でもある高校教育の在り方に変化はあるのか。

今後の動静を見極める必要があると思いますが、今回は小中学校の教育に特化して回答させていただきます。

教育基本法第14条には政治教育「良識ある公民としての必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とあります。

また、中学校社会科の教科目標には「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を培う」とあります。

そして、中学校3年生で学習する公民的分野の目標は「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由と権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民としての必要な基礎的教養を培う」とあり、こうした目標が達成できるよう学校では、日常実践が行われています。

こうした系統的な取組によって、公民的資質の基礎が積み上がり、有権者とし

での意識が高まるものだと考えております。

そのため、選挙年齢の引き下げが行われることで、小・中学校においては、新たに計画を立てて進めるというのではなく、今ある社会科の授業などが知識注入型、仕組みや制度を覚えるだけの授業ではなく、行動につながるよう実社会と直接かかわりあう場を確保したり、シミュレーションなどの体験・参加型の授業を展開したりするなど、社会・政治などに興味・関心を高める授業改善が進められることが大切ではないかと考えております。

また、毎年実施している「子ども議会などの活動」、「租税教室」、「町広報」、「議会報」などが有効に活用されたり、校内の生徒会や児童会の自治的な活動などを再度見直したりして、社会とかかわりながら主体性を引き出す教育活動を実施させることが大切だと考えます。

なお、中学校においては、生徒会役員選挙には、選挙管理委員会を組織し、立候補、選挙活動、立会演説会など、そして実際の投票箱を活用しての投票行動を行う現実社会に近い形で今現在活動を行っています。

有権者意識を育てるということを見通し、学校現場のこうした取組を奨励し、子どもたちによる自治活動がひな形となって、実社会の担い手を育てられる環境づくりができるよう教育委員会として学校現場へ情報提供などの支援と助言をしたいと思っています。

以上で、隅岡議員の選挙権についての質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、隅岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長からありましたが、隅岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（隅岡 美子）

まだまだ、実は明日参議院に送られると聞いております。

そして今教育長からお話があったように小中学校ではこの様にしておる。

また私も再質問の中で言おうかなと思っただけですけど、子ども議会、毎年しているところは本当にこれはいい教育の場であると、18歳に選挙していくといういい場であると思っています。

そしてまた小中学生の段階からこういった流れをつくって18歳に繋げていくということに期待をしたいと思っています。

また子ども達の職業の欄の中にパティシエとかお花屋さんとかケーキ職人とかそういったなりたい職業のところには政治家になりたいという職業はありませんけれども、こういった流れの中で子ども達が政治家になって世の中のために働きたいとそういった気持ちを持っていくのでないかなってこのように思っております。

そしてまたそういった意味から先程言われましたように生徒会活動も活発化に

今後していただきたいし、ぜひ子どもたちにもボランティア活動を体験をさせていただけたらなどこのように思っています。

これは要望でございます。

なにぶん長期的な問題でありますので、慎重にこれからもしていきたいなどこのように思っております。

これからもよろしく願いいたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

これをもって、5番、隅岡議員の質問を終わります。

次に9番、村井勉君。

議員（村井 勉）

9番、村井勉です。

1点ほどお聞きいたします。

小中学校のいじめ問題についてでございます。

先日の四国新聞に「小学生の半数、いじめの被害」（2015年6月6日朝刊）に見出しの記事が掲載されておりました。

記事によると、政府は、2015年版の「子ども・若者白書」を閣議決定し、その中で、深刻な子どものいじめ問題に関する半年ごとの調査から、「過去半年に仲間はずれ・無視・陰口の典型的いじめ被害を受けた小学生が半数程度いる」、「6年間でみると、いじめ被害を一度も受けたことのない割合は1割程度だった」という調査結果を発表しておりました。

昨年12月の私の一般質問の答弁では、多度津町内でのいじめは、小学校4件、中学校5件ということでした。

また、「多度津町いじめ防止基本方針を策定中」との回答を頂いておりました。

そこで以下の3点についてお聞きいたします。

その後、把握できているいじめは、小学校・中学校でどのくらいありましたか。

2、いじめにあった生徒及び保護者と、いじめた生徒への対応はどのように行っていますか。

3、前回、策定中との回答を頂いておりました「多度津町いじめ防止基本方針」の進捗状況、また、そこでのいじめ防止の対策はどのように考えているのでしょうか。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

村井勉議員ご質問の「小中学校のいじめ問題について」お答えをしまいたします。

今年度から法律改正により、教育委員会制度が変わりました。教育行政に関しましては、これまでの教育委員会のみではなくて、首長の関与が大きくなってきました。首長の責任で、町の教育についての総合教育会議を開催し、教育大綱も制定しなければならなくなりました。いじめ問題のみならず、子どもの教育に関する本質的なあらゆる問題を首長部局と教育委員会が連携を密にして取り組んでいくことになりました。多度津町の宝であります子ども達の安心安全な教育全般に関しまして、これまで以上に町全体で責任を持って対処していく所存ですので、ご理解賜りますようお願いを申し上げて、詳しくは教育長より答弁してまいります。

教育長（田尾 勝）

村井勉議員の、小中学校のいじめ問題についてのご質問にお答えいたします。1点目の「昨年12月以降、把握できているいじめは、小学校・中学校でどのくらいあるのか」についてお答えします。町内小中学校から報告を受けたいじめの発生件数については、平成26年度の調査では、小学校男子1件、女子2件、合計3件、中学校男子4件、女子1件、計5件となっています。また、平成27年度は、現在のところ、中学校で男女1件ずつ、合計2件となっております。ご質問の昨年12月以降では、小学校3件、中学校2件となっております。2点目の「いじめにあった児童・生徒及び保護者といじめた児童・生徒への対応は」というご質問ですが、いろいろなケースがありますが、一般的には、いじめが発覚した場合は、アンケート調査や個別の聞き取りを行い、実態を把握します。その後、双方に事実の確認をし、いじめた児童・生徒を指導し、いじめられた児童・生徒への謝罪の場を持ちます。いじめにあった児童・生徒の保護者に対しては、その都度担任等から状況を報告し、場合によっては定期的に連絡を行っております。また、いじめられた児童・生徒および保護者については、スクールカウンセラーとの相談の場を持つ場合もあります。さらに、その後も複数の目で注意深く観察をつづけ、再びいじめが起きないように見守りをお続けしております。3点目の「多度津町いじめ防止対策基本方針」の進捗状況と、いじめ防止の対策についてですが、現在方針の原案を作成し、検討中です。なお、作成完了は6月末をめどとしております。項目としては、「いじめの定義」、「いじめの防止対策に関する基本理念」、「いじ

め防止等のための基本的な方向」、「いじめ防止のための町が実施する施策および学校が実施すべき施策」、「重大事案への対応」となっております。

この中で、「いじめ防止のための町が実施する施策」の概要について説明します。

1 つ目は「組織等の設置」については、多度津町教育委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、「多度津町いじめ対策委員会」を設置します。

構成員は、教育長、教育委員長、教育委員（3名）、指導主事、町法務監、スクールソーシャルワーカーの8名としております。

2 つ目の「学校におけるいじめの防止」については、家庭や地域社会と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進するほか、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりをめざして、児童会、生徒会を中心とした、児童生徒の自発的な取組を推進しています。

3 つ目の「相談活動と関係機関との連携」については、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー・医師や専門家の効果的な相談活動を推進するとともに、児童相談所、警察など関係機関との連携を図ることとしております。

4 つ目の「いじめの早期発見のための措置」については、毎年、すべての小・中学校で質問紙による調査を実施し、データ化し、学級の中で疎外感をもっている児童生徒を把握し、いじめ等を早期発見する対策を行っております。

以上のように、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」、「いじめの早期対応」を基本的な方向として位置付け、本方針の策定を進めていこうとしております。

以上、村井勉議員のいじめについての答弁をいたしました。

終わります。

議長（志村 忠昭）

以上で、村井勉議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長からありましたが、村井勉議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村井 勉）

ありがとうございます。

一般の町民の方からは、よく中学校が悪いと、子どもを私立の中学校にやるとかいう噂がよく出ております。

先日うちの自治会で町長が住民に質問されて答弁されたのは、だいぶ良くなっているということです。町民の方にですね、もうちょっと中学校はよくなっているんだということをアピールしていただきまして、中学校へやるような方向で考えていただきたいと思います。

質問ですのでよろしくお願いします。

教育長（田尾 勝）

今村井勉議員から多度津中学校にできるだけ沢山の生徒をとということで、教育委員会も反省しておるんですけども、やはり学校の情報とか、或いは教育

委員会で得た情報なんかをできるだけ発信していくということが、多度津中学校に対する理解とかいうことに繋がっていくのではないかなというふうに思います。

できるだけ知り得た大切な情報については、町民の方々に発信したいと思っています。

どうぞまたよろしくをお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

村井勉議員の再質問にお答えいたしますが、まずその前に9区の自治会で町政報告会をさせていただきましてありがとうございます。

有意義な時間をもつことができました。

御礼を申し上げます。

また引き続きこれからもよろしくお願いをしたいと思っております。

その時に出てきた住民の皆さんからのご質問の中で、「多度津中学校はまだまだ悪いのか。よくなってないんじゃないか。だから他の私立の学校に移っていくんじゃないか。」というご質問がございました。

私はその時に、自信を持ってお答えをいたしました。

それは今はよくなってきております。

それは私どもの教育委員会、また教育長を中心にしてですね、教育委員会そして学校関係、PTA、そういうところが連携を取りながら今までに多度津町の体質改善に一生懸命取り組んできました。

その成果が表れていると思っています。

ただ今でも悪いということは何年か前に確かに悪い時期がありました。

そのことを覚えてらっしゃる方々が、未だに悪いということを言っているのではないかなあと。

これは一種の風評被害だと思っております。

今、村井勉議員さんおっしゃったように、私ども町長部局もまた、教育委員会部局も一緒になって連携を取りながら、この風評被害を取り除いていくことに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

村井議員の再質問が終わりましたが、再々質問がありましたら。

議員（村井 勉）

ありがとうございます。

そのように努めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、9番、村井勉議員の質問を終わります。
ここで昼食休憩に入りたいと思います。
再開は午後1時ちょうどにしたいと思います。
よろしく願いいたします。

休憩 11時58分
再開 13時00分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて、会議を再開したいと思います。
それでは一般質問を続けます。

3番、金井浩三君。

議員（金井 浩三）

3番、金井浩三。
2点ほど質問させていただきます。
まず1番、安心、安全な町づくりについて。
最近よく目につくようになった、アスファルト舗装の傷み、雨が降れば水が溜まり、車が通ると水が飛び散り家の塀にまで飛んでしみになっている所もあります。
また、お年寄りがシルバーカーを押して散歩したり、田畑に行くときも車輪がはまり困っている光景を目にします。
子供たちが安全に通学でき、お年寄りが安全に散歩したり、田畑へ行ける道路、これも安心、安全な町づくりの一つではないでしょうか。
自治会要望でも多いはずですが。
でも予算の関係上、先送りされているのが実情ではないでしょうか。
そこでお伺いします。
丸尾町長さんは、自治会要望、そしてこの道路の現状をどのように考えておられるのか。
また、大変厳しい財政状況は分かりますが、なんとか、予算を取って早急に対応してもらえないでしょうか。
お答えください。
2番目、ふるさと納税について。
最近テレビ、新聞などで、ふるさと納税のお礼の品が大変話題になったり、地方と地方がお礼の品で争っています。
地方のある町では、町の税収を越える納税があり、また反対に都会のある市ではたくさんの方が地方にふるさと納税する為に、税収が減っている市があると、

報道されていまして。

我が多度津も税収が減る中、いろいろとアイデアを出し考えていかなければいけないと思います。

地元の人と協力しアイデア次第では納税してくれる人が全国にいます。

うまくいけば、町も潤うし地元の人も潤う、一石二鳥ではありませんか。

先日、高松の大西市長も御礼の品を増やすように、職員に言っている様子が、テレビで放映されていまして。

ちなみに 2014 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの寄付金額ランキングベスト 3 は、1 番長崎県平戸市 12 億 7,884 万 371 円、2 番佐賀県玄海町 9 億 3,206 万 8,000 円、3 番北海道上土幌町 9 億 1,097 万 5,609 円であります。

そこでお伺いします。

2014 年 4 月 1 日から 12 月 31 日まで多度津町へのふるさと納税はいくらですか。お礼の品を増やしたり、また四季折々の品物を返礼する考えはあるのですか。

丁寧なご回答よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

金井浩三議員のご質問のうち「安心安全な町づくりについて」お答えをしてみたいです。

私が町長に就任させていただいてから、自治会要望は優先的に実施するよう常に指示しております。

もちろん議員皆様からのご要望も同じですが、自治会要望については、なるべく早く解決するよう言っております。

金井議員ご指摘のように自治会要望の中で、道路等に関する改修要望があまりにも多すぎるのが現状です。

予算の問題と同時に工事日程等、物理的な要素も考慮すると、一朝一夕にはできません。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、金井議員のご質問につきましては、担当課長より丁寧に答弁をして参ります。

政策企画課長（岡部 登）

金井議員の「ふるさと納税について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり「ふるさと納税」の特典を創設したり、種類を増やしたことによって、「ふるさと納税」に対する世間の認知度・関心は高まっており、地方創生の一環で減税対象となる寄附の上限が 2 倍に引き上げられたり、ワンストップ特例制度の創設などの制度改正の影響もあって、本町へも「ふるさと納税」について様々なお問い合わせをいただいております。

そのような中、平成 26 年度の当町へのふるさと納税は、21 件、88 万 4,000 円

でございました。

そのうち 18 件、57 万 4,000 円が 4 月 1 日から 12 月 31 日までの件数及び金額であり、ご質問の中で挙がっておりました 3 市町の寄附額とは、比較にならないというのが実情であります。

この状況を少しでも改善するため、現在、他市町の事例研究を行い、ふるさと納税の推進策について検討を進めております。

具体的には、お礼の品を増やし、寄附をしてくださった方が寄附した金額に応じて、お礼の品を選択できるようにして、選ぶ楽しみをアピールするような形を検討中です。

ふるさと納税についての関心が高まっている今、時流に乗り遅れることのないよう、早期の制度化を目指してまいります。

以上で、金井議員の「ふるさと納税について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、金井議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、金井議員、再質問があればお受けいたします。

議員（金井 浩三）

道路予算についてなんですが、計画性を持って予算を計上されているのか、それとも予算を計上しているがカットされているのかどうか、課長よろしくお願いたします。

建設課長（島田 和博）

再質問にお答えいたしますが、なかなか部署内のことでありますので、私自身は、うちの課としてやはり議員さんのご要望、及び自治会要望につきまして、それと我々が計画するにあたって約 3 年前でしたか、予算をいずれにしてもこの維持費、改良予算をどれくらいあるのかという予算の前の事前の協議の中でありましたので、それは計画書を出して金額も出しております。

あの当方で約 12 億ぐらいの、主に幹線、我々がやはり車の台数含めて幹線道路が昭和 50 年代、60 年代の改良の舗装でございますから、もうすでに 30 年、40 年経っておる舗装ばかりでございます。

金井議員がおっしゃるようにもうそれを含めて元の町道の狭い部分、それと里道、その当時は潤沢な予算もございましたから、ある程度舗装整備は県内でもトップクラスの舗装の整備率でございました。

ただこれが使っていただくうちにそういう劣化をしておる、舗装は大丈夫なんだけども、骨材が見えて転んだらがりがりの怪我をすると、そういう分がございまして、今のところ緊急にやらさせていただいておるのは、継続的に幹線道路からいく改良と議員さん及び自治会要望の改修、それと改良と言いましてあ

る程度大型車両等々に路体が堪えれないかんということで、国庫補助の対応もいたしながら今現在執行はいたしております。

現実に先程申しましたようにふるさと納税等でたくさんの税が入れば我々も執行率が上がるということでございますので、後は総務課長にしっかり言うときますので、ご容赦いただきたいと思っております。

取り寄せ緊急の課題についても穴ポツ等は、処理をすぐいたすような体制を取っていますが、やはり何百㎡というくらいのことになるとやはり予算が伴わなければ絶対の整備率にはならないということでございますので。

若干そういう意味では、我々としても使命的に町の中でもいろいろ予算がありますけれどもお願いをしていく所存でございますので、ご容赦をいただきたいと思っております。

総務課長（石原 光弘）

金井議員の再質問のことで、予算上の見地から答弁いたします。

当初予算の査定段階で建設課の方から多くの自治会要望、或いは議員さんの要望、それぞれ町の政策的なものとして道路関連事業費が上がってまいります。その中で全て財政担当と私の方が現地を確認して、取り急ぎいかないかん分については当初予算で計上しておりますけれども、いかんせん他の事業との関係もありまして、どれだけ組めるかというのはその時々で状況で変化してまいります。

ただ前年度の決算状況見た中で、ある程度どうしても当初予算計上できなかつてしなければいけないものについては、9月補正対応ということで、昨年度の場合は割と決算がよかったということで、9月補正で5,000万円程度の道路舗装関係の需要費を計上させてもらいましたけれども、今年度も決算状況を見ながら9月補正である程度組めるものについては対応してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長（志村 忠昭）

金井議員、今の再質問の答弁に対して再々質問ありますか。

議員（金井 浩三）

要望なんですけど、総務課長、ひとつよろしく願いいたします。

それと企画のふるさと納税、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

これをもって、3番、金井議員の質問は終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員、尾崎忠義でございます。

私は、平成 27 年第 2 回 6 月定例議会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、安全保障法制改正法案＝戦争法案について、2 点目、マイナンバー制について、3 点目、中学校教科書の採択について、の 3 点について一般質問をいたします。

まず、最初に「安全保障法制改正法案＝戦争法案について」であります。安倍政権は、集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」（2014 年 7 月 1 日）を具体化する為の法案を国会に提出しました。

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれたもので、今も多くの国民は、憲法 9 条の下で戦争のない平和なアジアと世界を願っています。

しかし、今度の法案の中身は日本をアメリカの起こす戦争にいつでもどこでも参加できるようにする「戦争法案」であります。

自衛隊が「戦闘地域」にまで行って軍事支援をするイラクやアフガニスタンでの治安維持活動などに参加し、武器が使用できるようにする集団的自衛権を発動し、米軍の先制攻撃にも参戦するなど憲法 9 条を踏み破る大問題があります。この法案は、自衛隊が平時から緊急事態に至るまで、地理的限定なく世界のどこでも、切れ目なく自らの武力の行使や、戦争を遂行する他国の支援、停戦、処理活動等を広範囲に行うことを可能とするものであります。

これは 1、世界のどこでも自衛隊が米国及び他国軍隊とともに武力を行使することを可能にしている。

2、自衛隊が戦争を行なっている米国や他国軍隊に弾薬の提供などまで含む支援活動を行うことを可能にしている。

3、国連平和維持活動（PKO）以外の活動にまで業務範囲を拡大し、武器使用を認めていることなどあります。

また、海外派兵を随時可能にする恒久法や集団的自衛権の行使をめぐって、「国会承認」が議論されており、国会の承認が歯止めといわれたり、正当化の根拠となっていますが、それ以前の問題があります。

憲法が戦争や軍隊について規定を置いている他の国では、軍事力の行使について政治がコントロールをするわけですが、しかし、それは政治が軍事力を利用するという点でもあります。

統制権と同時に政治にフリーハンドが与えられているのであります。

ところが、日本国憲法 9 条は、軍事力の利用に関して、そもそも政治的決定の枠から外し、それに非常にきつい縛りをかけており、そこが一番本質的なところでございます。

他の経済問題などであれば、国会には非常に大きな裁量権が与えられているのに、軍事に関してはきつく縛っている。

ですから、国会が派兵に承認を与えれば、それで穴埋めできるものではないのです。

やはり、今度の「戦争法案」で一番問題なのは、憲法9条の縛りを憲法改正によらずに緩めてしまっていることでもあります。

国会が「承認」できるとすること自体が問題なのであります。

憲法は、国会の多数決で変えることのできないルールです。

ですから、憲法解釈の根幹について政治的多数で変えていいというものではない。

ところが、安倍政権の対応は「切れ目のない安全保障の仕組みを作る」という目的がまずあって、それに合わせて法律をつくる計画があり、その計画に合わせて、憲法解釈を緩めるという流れで進んできたと言わざるを得ません。

憲法9条のもと、本来日本に対する武力攻撃に武力行使で反撃する個別自衛権さえ、正当化するの簡単ではない。

それを認める以上は、集団的自衛権の行使はできないとか、海外で武力行使はできないとか、かなり厳格な枠をはめざるを得なかった。

その枠を法律によって外していくことは、個別的自衛に加えて、自衛隊の活動範囲を更に広げていくことですから、なぜ憲法9条があるのかが根本的に問われる事態です。

政府の裁量が広いだけに、国会承認がどこまで歯止めになるかは實際上、大きな問題ですが、憲法が変わっていない以上、そもそも国会には、自衛隊の海外派兵を承認する権限がないのだと確認をしておくべきであります。

そこで町長にお尋ねいたします。

第1点目は、国が憲法を無視し、国や地方自治体のあり方が戦後、根本的に転換するこの戦争法案に対し、どのように考えているのか。

2点目には、「市町村民」の命と暮らしを脅かす最大のものは戦争であり、日本国民を戦後最大の危機に陥れ、解釈改憲によって平和憲法を有名無実化するものとの「憲法9条を守り、戦争法案に反対する緊急アピール」を採択した「首長9条の会」が声明を出したことについて、どう思うのか。

つぎに、「マイナンバー制について」であります。

2013年5月24日「行政手続き」における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律」、いわゆる「共通番号制度法案」（通称マイナンバー関連4法案）が国会で成立をいたしました。

4法とは、番号法、整備法、地方公共団体情報システム機構法、及び内閣法の一部を改正する法律であります。

政府は、国民一人一人、法人への番号通知を今年の2015年10月から「通知カード」により、番号を通知し、来年の2016年1月から運用を開始する予定とな

っております。

すでに導入国である韓国の実態と制度の問題点として様々な点が挙げられております。

韓国の番号制度は、1960年代、朴大統領の軍事政権下で北朝鮮のスパイ摘発の目的で制度化され、番号は生年月日、性別、居住地域、検証番号（特殊な規則によりつくる確認番号）等を入れた13桁（日本では12桁）となっております。

1人に唯一の番号で同じ番号は存在せず、原則生涯不変となっております。

個人を識別する番号が住民登録番号で、国家身分証明証が住民登録証となっているわけであり、国家による個人情報の一元管理であり、まさに監視国家となっております。

そして、韓国では住民登録番号で把握できる情報として、1、基本事項、これは表記されているものの他、血液型、婚姻関係、本籍、戸主及びその続柄、学歴、徴兵関係、2、免許資格、これは運転免許証、パスポート、これらは住民登録番号がなければ発給されないわけであり、

3点目に医療保障、医療保障区分、保険証番号、4、金融情報、金融機関や民間クレジット取引、現金領収証発行取引、源泉徴収票、支払報酬の調書などとなっております。

そして、2005年頃からネット上の個人流出事件が多発し、2011年には、大手ポータルサイトがハッキングされ、全国民の7割の3,500万人ID、パスワード、氏名、電話番号、住所、住民登録番号が流出し、その後も2013年韓国大統領府のHPがハッキングされ、約10万人、2014年はクレジットカード会社3社の顧客情報1億400万件、同年8月には、ゲームサイト、映画チケット購入サイト、着信音ダウンロードサイトなどから、2,700万人の情報が漏れていることが分かったのであります。

日本においても、ハッキングなどの問題があり、つい最近では6月1日に発覚した日本年金機構の125万件にも上る相当な数の年金情報が流出して大問題となっております。

マイナンバー制度でも標的にされたら、必ず漏れることを示した事件であります。

マイナンバーは、今国会で預貯金口座や健診記録などの情報を結び付ける法案が審議中であり、今後拡大する方向ですが情報が結びつくほど、悪用したい者には魅力的な情報となり、必ず標的にされます。

また、マイナンバーには、事業者や企業など民間が保有しなくてはならず、しかもマイナンバーの国民の認知度は低いし、事業者の管理対策も進んでいません。

この状況で、問題だらけのマイナンバー制を国が本格施行したら目も当てられ

ません。

しかも国が個人情報を一元的に管理するマイナンバー(共通番号)法の改定案について、中小企業と自治体の負担が大きく、この10月1日から番号通知が出来る状況ではなく、家族経営者や個人事業主にも、従業員とその家族や取引先からのナンバーの取得が課せられ、困難が多いわけであります。

そして全国1788自治体のうち、マイナンバーを取り扱う前に安全体制をチェックする「特定個人情報保護評価」を行っていない自治体が34%もあり、自治体職員の定員削減で重要なシステムの構築が事実上、業者任せになっているので、「このままでのスタートは不安」との自治体職員の声があり、実施できる状況になく、また研修データを共同利用することに関して、小児慢性特定疾患に苦しむ女性が病気への偏見を危惧し、会社に知られないように「しばらく保険証を使わず、10割負担で過ごした」例もあり、「国民は必ずしも望んでいない」ことであります。

そしてレセプト(診療報酬の請求書)情報への拡大も指摘されており、「個人の健康や医療データが丸裸にされる」など現実問題として、深刻となっており、しかもマイナンバーを持たない人が働く権利と生存権が奪われる危険もあり、改めてこの10月からの番号通知を延期すべきであり、番号を提供したくない人の選択肢が必要でもあります。

そこでお尋ねをいたします。

1点目には、マイナンバーの利便性や経費、準備状況は町としてどうか。

2点目に、システム開発と財源確保はどうなっているのか。

また町の人的財政的負担額と国の補助金の内容はどうなっているのか。

3点目に、マイナンバーは、住民票コードを変換して得られる12桁の個人番号を法定受託事務として市町村長が指定をし、通知すること。

個人番号カードは「当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の申請により交付する」とされておりますが、実際は、新たに設置された地方公共団体情報システム機構とその委託事業者によって、事務が進められようとしておりますが、町に課せられる負担と責任はどうなっているのか。

4点目に、町民に十分な周知と理解が得られるまで、拙速な実施はしない方がよいと思われるがどうか。

5点目に、プライバシー等の危険性を大いに認識し、町での利用拡大はしないことが必要と思われるがどうか。

最後に「中学校教科書採択について」であります。

今年は4年に1度の中学校教科書採択の年となっており、各自治体の教育委員会は、この8月末日までに2016年度から使用する中学校教科書を採択するわけであります。

最近の教育をめぐる問題では、文部科学省はこの6月5日に中学校で、全員参加式の英語力テストを新設することなどを柱とした中高生の英語力向上プランを発表し、新テストとして英語を中学校3年生を対象に2019年から始める予定の方針を出しました。

また去る5月19日に小中学校の「道徳」教科化に向けた教科書検定基準について、教科用図書検定調査審議会で議論を始めました。

7月にも報告書をまとめ、これを基に検定基準を改定します。

道徳を新たな教科とし、教える内容を示した学習指導要領の改定（3月27日改定）を受けたもので、小学校が2018年度から、中学校が2019年度からの実施に向けて、検定教科書の策定に踏み出すことになりました。

新たな指導要領は「約束や社会の決まり」の意義を理解し、それらを守る（小学3年、4年対象）などと法やルールに無条件に従うよう強調しております。そして、小学1年生から「我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着を持つ」ことを明記するなど偏狭な「愛国心」を押し付ける危険性を抱えています。委員からは、内心にかかわるものであり、「かなり慎重にする必要がある」との意見も出されました。

この日の審議会では、また、教科書検定で不合格となった教科書の再申請手続きなどについても見直しを検討することになりました。

今年の中学校教科書の検定では、2社の歴史教科書が不合格となり、再申請で合格しましたが、問題箇所が多いと十分な審議が出来ない恐れがあるとの指摘が出ておりました。

教科書問題、教育関係、研究者、平和、女性などまた韓国の市民団体も含む90団体が賛同して去る6月2日火曜日「歴史を歪め、戦争を美化して「戦争する国づくり」へ子供たちを導く憲法敵視の教科書の採択を許さない世論と運動を大きく発展させよう」との共同アピールが発表されました。

賛同団体の子どもと教科書全国ネット21、ピースポート、フォーラム、平和、人権、環境、歴史教育者協議会の代表が国会内で記者会見をして発表しました。教科書ネットの俵義文事務局長は、政権党やそれに連なる日本会議などの政治団体が議員などの政治的影響力を駆使して、教科書採択に介入していることに触れ、「育鵬社や自由社の歴史、公民教科書の問題点を広く知らせ、各地からいろいろな運動を展開していく為にアピールを出しました」と述べました。

アピールでは、第1に、両社版歴史教科書は、近代日本が行なった侵略戦争と植民地支配を美化し、「戦争する国づくり」へ子どもたちを誘導しようとしている。

2点目に、平和主義の扱いも全体として安倍政権の防衛、軍事政策をそのまま宣伝しているような教科書などと指摘しております。

「日本国憲法の精神に反する教科書で子どもたちが学ぶことは、あってはならない」として、育鵬社、自由社版教科書採択阻止へ全国的な運動と連携、共同して地域から大きな運動を発展させようと呼び掛けています。

記者会見に同席した高嶋伸欣、琉球大学名誉教授が育鵬社教科書の「世界の中の大国である日本」などの記述を指摘し、「大国主義の方向が強調されているのではないか」と語りました。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

1 点目には、育鵬社版の教科書は、全体がある一定の政治的な立場から書かれており、教育の中立性、科学性を保っていないと指摘されているが、どう思うのか。

2 点目には、歴史の教科書を選ぶ際に特に意識した点は「何が歴史を動かしたかを観察でき、どう歴史をつくっていくかに役立つか」であり、歴史を振り返り、誤りはなぜ起きたかを抑えること必要だが、育鵬社版は、それが弱いと指摘されているがどう思うか。

3 点目に、公民では憲法の制定過程の記述が不十分だと指摘が出されているがどう思うか。

4 点目に、教科書採択は公正に行うべきで、中学生全員に与える影響の大きいふさわしくない教科書の採択は1、教育委員会で不採択とされること、2、教師、生徒、保護者、有識者、町民の声など、現場の声が最大限尊重されること、3、愛国心の強要や戦争を美化する教科書を採択しないこと、4、教科書採択を首長から独立させることの4点が大切と思うが、どのように考えているのか。

以上、3つの項目に対し、町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員ご質問の「安全保障法制改正法案」についてお答えをさせていただきます。

安全保障法制改正法案は、現在開催中の通常国会にて議論されております。

以前にも国会にて議論中の案件に対してのご質問がありましたが、その時と答えは同じです。

国レベルで議論され、国家の方向性を決める課題やその関連する課題は国会で大いに議論をしていただくのが筋であり、その事をこの場で議論しても何の答えも出ないと思っております。

町議会とは町の施策、事業に対して町民の代弁者である議員皆様より、ご意見、ご要望を聞き議論をして町政運営に反映していく場所だと心得ております。

従って、ご質問につきましては、私がここで答弁すべき議題ではないと考えております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他の質問に対しましては教育長を

はじめ各担当課長より答弁してまいりますので、よろしく願いをいたします。
教育長（田尾 勝）

尾崎忠義議員の中学校教科書の採択についてのご質問にお答えします。
現在、町教育委員会は、平成 28 年から 4 年間使用する中学校教科用図書の採択に向けて、調査・研究を進めているところであります。
民間の教科書発行者が、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫をして教科書を作成します。
発行者から検定申請された申請図書は、教科書として適切かどうかを調査・検討され、合格したものは学校で教科書として使用される資格を与えられます。当然その教科書は採択される資格を持ちます。
委員ご指摘のとおり、8 月 31 日までには、どの教科書を採択するかを決定することになります。
採択作業にあたっては、より適切で公正な採択となるよう、文部科学省、県教育委員会からの指導・助言を受けながら進めております。
また、共同採択であることからまんのう・琴平・多度津町教育委員会と連携を図りながら採択作業を進めておるところであります。
当然、採択の権限は町教育委員会にあり、慎重に審議しながら子どもたちのよりよい学びが可能となる良い教科書を採択したいと考えております。
そのため調査員会を設け、委嘱された専門性を持った調査員により教科ごとの調査・研究を進めます。
その調査結果を報告し、まんのう、琴平、多度津町教育委員会で決めた委員からなる仲多度採択地区選定教科用図書協議会の場で検討することになります。
検討された内容を各町教育委員会においてさらに検討・採択に向かうという流れとなっております。
調査員は教育現場で実際に授業を進めている教員が当たっており、そういったことから現場の反映ということもできるものだと考えております。
また、首長の関与についてですが、採択については、首長が決めるものではなく、教育委員会の責任で決定するものであります。
このような方法で現在進めており、教科書について調査・研究のさなかでもあり、今の段階で特定の教科書についての意見を述べることは、適切ではないと考えております。
そのため、本議会において特定の教科書についての意見を述べることは控えさせていただきます。
これからも、教科書の採択に当たっては、法や定められた要項に則り、公正な手続きを経て「静ひつな環境」を保ちながら、検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、尾崎議員への答弁とさせていただきます。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員の「マイナンバー制について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

先ず1番目の「マイナンバーの利便性や、経費、準備状況は町としてどうか」でございますが、制度施行による住民の利便性としては、申請や申告に必要な納税証明書等の添付書類を省略できるようになり、また、一人ひとりの専用サイト「マイナポータル」により、所得、医療保険、年金、介護保険等の自己情報を入手できるようになります。

この情報を使って、確定申告が簡単かつ正確に行えるようになります。

一方、町など行政分野の利便性の向上としては、現在、生年月日や住所は自治体、年金番号は日本年金機構、納税者番号は税務署というように、国民の個人情報をご各行政機関で管理しております。

そのため、システムの乱立によるコスト増と事務の非効率化を招いておりますが、この制度が導入されれば、多岐にわたる個人情報を1つの番号で管理できるため、行政コストの削減と事務の効率化が見込まれます。

また、それに伴い、納税や年金、医療などに関する手続きが簡素化され、ミスのない公平で効率的な行政サービスが実現できるとも期待されております。

さらに、所得が正確に把握できることで、過少申告や扶養等をチェックし易い、などの点も挙げられております。

経費としては、情報センターにおいてシステム改修を順次行っており、その費用については国庫補助金が充てられております。

制度面では、条例等を整備し「特定個人情報保護評価計算書」を作成することが番号法により義務付けられておりますので、現在各課の協力の下、現在、作成中であります。

次に2番目の「システム開発と財源確保はどうなっているのか。また、町の人的、財政的負担額と国の補助金の内容は。」でございますが、根幹となるシステム開発は、地方公共団体が共同で運営する、地方公共団体情報システム機構が、中間プラットフォームを整備・運用し、その整備及び運用に係る経費は、各地方公共団体が負担することになっております。

昨年度の整備費として12月補正で98万1,000円、平成27年度は当初予算に653万6,000円を計上しており、これらにつきましては、国庫補助金が充当されております。

一方、情報センターにおける、既存システム改修費につきましても国庫補助金はありますが、上限を超える部分が各市町の負担となります。

本町分は、総務省分1,624万円、厚生労働省分858万8,000円が、平成27年度の広域負担金として、当初予算に組み込まれております。

次に3番目の「町に課せられる、負担と責任はどうなっているのか。」でございますが、町はカード発行までに既存システムで管理している氏名や住所等の基本4情報などのデータについて、重複や誤記、誤りを修正し、表記の揺れなどを正確な情報にすることが求められております。

また、番号カード発行業務については、住民課において本人確認をしながらの発行となりますので、当初発行の窓口における事務の煩雑化と、それに伴う住基台帳カードの新規発行停止、また、番号カードの再発行、更新等も今後の恒常的な事務負担として考えられております。

次に、4番目の「町民に十分な周知と理解」についてでございますが、国全体で進めている制度でありますので、本年10月からのスタートまでに、町民の方々にご理解を深めていただくため、様々な方法で周知を図っていきたいと考えております。

最後に、「プライバシー等の危険性を認識し、町での利用拡大はしないこと」についてでございますが、年金加入者情報の大量流出で、マイナンバー制度の安全性に対する不安が広がっており、いわゆる「なりすまし」による被害の発生、多大な損害を被る危険性を危惧される方もいらっしゃいます。

しかし、私たちの日常生活は、インターネットの活用が不可欠な社会であり、町独自の利用等も必要な事案と考えております。

平成29年7月を目処に、本格的な運用となりますので、多度津町としましても、想定される危険性を十分認識し、予防策と感染後の二次対策を並行して考えるなど、細心の注意を払っていく必要があると考えております。

以上で、尾崎議員の「マイナンバー制について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、各担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

最初の安全保障法制の改定法案でございますが、答弁すべき議題ではないと仰られましたが、実はこの戦争中は何でも国のためと言って国民の一人一人のことが軽く考えられておったわけでございます。

しかし国は国民の集まりで、国民の一人一人のことが良くならなければ、国は良くなれないわけであります。

それと同じように日本の国はたくさんの地方に分けられておりまして、その地方がそれぞれ栄えていかなければ国が栄えていかないわけでございます。

ですから憲法に地方自治を入れているわけでございます。

そういう意味から言いまして、今この戦争法案が強行されますと、国が、この

地方自治体のあり方が、戦後根本的に転換してしまうわけでございます。
ですからこれに対しては地方自治の各市町村の自治体の長は、やはりこれに関しては一定の自分自身の見解がなければ国の言いなりのことでやっていったらとんでもないことになるわけでございます。
そういう意味で再度お伺いをしたいと思います。
実は憲法は国の仕事とやり方を決めた役割と、国民の基本的な人権を決めているわけでございますから、これについて非常に大きな関わりがあるわけでございます。
それについてこれは答弁すべき課題ではないと答弁されましたが、これでは今国政が直接地方自治に及ぼしている影響、これについて一定の市町村長の見解がなければだめだと思えます。
再度これについてお伺いしたいと思えます。
それから、マイナンバー制でございしますが、これについてもこの17年の7月末まで国の機関シフトに接続するということが求められているところでございます。
そしてこれは企業のシステム構築で受注競争が2016年末までが勝負だと言われております。
それでこれはいろんな報道がございしますが、すでにこれについてはシステム受給で大手の電機会社が受注発注しているわけでございます。
ですからそれにおいてもやはり委託業務、委託してマイナンバー制の機器を導入するということでございしますが、多度津町はそこら辺の点がちょっとよく分からないので、説明をお願いしたいと思えます。
それから中学校教科書について縷々ご説明がありましたが、これについては育鵬社の教科書は全国で、14地区で採択をされております。
これは現在では4%でございします。
しかしこの育鵬社の分は、目標としては10%、約12万冊以上、これを採択するということが方針を掲げているわけでございます。
そしてこれについては全国では80人以上の市長が教育再生市長会議参加しておりますし、そういう点で非常にこの教科書の採択、そういう方向で行きますと歴史が今の小学校3年年生から6年生、そして公民は5年生から中学校2年生の子どもが使うことになり、非常に誤った教育がなされるわけで、歴史の教育がされるわけでございます。
そしてまたこの教科書は全部で5000ページ、これだけあるわけでございます。広辞苑の約2倍あります。
ですからこれは教育委員会が短期間で調査することは非常に困難を極めるということをおっしゃっております。

そういう意味からもこの審査をしますと言いますが、後もう2カ月ちょっとで
ございます。

これについてお伺いをしたいと思います。

以上3点をよろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員の再質問につきまして、ただ今先程答弁をした通りでございま
すので、それ以上のことはありません。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員のマイナンバー制についての再質問に対し、答弁をさせていただきます
ます。

議員ご指摘の件でございしますが、今現在国の既存システムとそれと町のシステ
ムを繋ぐ、それが中間プラットフォームでございします。

それ以外の部分につきましては、中讃広域情報センターにおいて全てやってい
ただいておりますので、ご理解頂ければと思います。

よろしく願いします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問についてお答えします。

先程尾崎議員の方から教科書の膨大な調査ということで、先程の答弁の中にも
申しましたように、教育委員会だけで調査するというのではなくて、調査員
等複数に配置して十分時間をかけて調査するというのが一つあります。

また、当然教育委員会は色々判断していかなければならないわけですが、
66種類の131点の教科書、全部見て調査しようというふうに考えておりますの
で、あくまでも教科書の中身をしっかりとらえて、どれが一番適切であるか
というのを検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

尾崎議員、再質問に対する答弁が教育長、担当課長並びに町長からありまし
たが、尾崎議員、再々質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

再々質問でいたします。

今日本の国が憲法を無視してそういうふうな法案を設定しているということに
ついて、町長はこれは国会のことやから答弁すべき議題でないと言われたん
ですが、やはり国が憲法を無視してこういうふうなやり方の法案を作ってい
たら今までもすでにもう介護保険法の改悪であるとか、医療関係にしても社会保
障もどんどん削っていつているということでございますが、この地方自治体の
あり方が本当に変わってしまうということでございますが、それについてもこ

の憲法について町長はどうお考え、国が憲法を今反することをやっていることについて、それをどう思うか町長にお答え願いたいと思います。

それからマイナンバー制のことをございますが、これは非常に大きな問題があるわけをございます。

そういう意味でこのマイナンバー制を充分町民に周知理解、これをスタートするまで周知をすと言いますが、具体的にどのように周知していくのかということが問われている問題だと思しますので、具体的にどういうふうにするかということをお伺いしたいと思います。

それから中学校の教科書採択についても、教育委員会の中で慎重にそういう歴史の逆行した教科書は採択しないということを明言していただきたいと思します。

以上3点について答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

ただ今の尾崎忠義議員の個人的な独断と偏見の中での意見、又主張に対しまして今国会で議論中でありますことに対しまして、国会の中でも様々な議論があります。

様々なご意見があります。

そういう中で議論をしている最中でありますので、この町議会の場で町長である私はその事に対しての答弁をする必要性はないと思っています。

何度言われても同じ答えになります。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員のマイナンバー制についての再々質問に対し答弁をさせていただきます。

周知の方法をございますが、ホームページ、広報等はもちろん現在パンフレットを製作することにしております。

それにつきまして自治会回覧で皆様に周知をする予定にしております。

以上であります。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再々質問についてですけれども、今現在調査、研究検討しておるところです。

手続き等公正にして正しい採択をしていきたいと思します。

結果については、また色々な場で報告できると思んですけども、どの教科書を最初から結論ありきで使わないということを明言せいということとはできるものではありませんのでよろしく願します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

以上で尾崎議員の再々質問に対する答弁、町長、教育長、担当課長からありましたので、これで再々質問を終わります。

これをもって10番 尾崎議員の質問は終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後2時00分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 27 年 6 月 16 日
第 2 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 27 年第 2 回多度津町議会定例会議事日程

6 月 16 日（火）午前 9 時開議

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 一般質問